

第十三回国会
衆議院

厚生委員会公聴会議録 第二号

昭和二十七年三月二十六日(水曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長

理事

新井

中川

松永

岡

菊田

出席政府委員

引揚

出席公聴人

司法書士

民主主義

学生同盟

大学委員長

全日本海員

組合組合長

賜金奨励取扱者

前広島市長

熊本

那桐

族後援会長

日本遺族厚生

連盟常務理事

傷い軍人団体

代表 身体保障

害者団体代表

委員外の出席者

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

専門員

本日の公聴会で意見を聞いた事件
戦傷病者戦没者遺族等援護法案につ
いて

○大石委員長 これより厚生委員会公
聴会を開会いたします。

この際公聴人の皆様に一言ごあいさ
つ申し上げます。本日は御多用の折に
もかわらず、遠路わざわざ本公聴会
に御出席くださいますこと、ま
ことに感謝をいたさします。ま
す。ここに厚生委員一同を代表いたし
まして、委員長より厚く御礼を申し上
げます。

本日御意見を聞く法案は、申すまで
もなく、過去の戦争のために身体に重
い障害を受けた方々及び肉身を失
われた遺族の方々を、国家の義務にお
いて補償援護しようとするものでござ
います。これこそ私どもが七年間の
長きにわたり、解決を熱望して参りま
した自主日本の最も重要な、かつ最も早
急に取扱うべき問題の一つであると信
ずるものでございます。お手元に差上
げてあります本法案をごらんになれ
ば、おわかりのことと存じますが、今
回の法案は今次の大戦による遺族、戦
傷病者等を国家の責務において手厚く
弔慰し、処遇すべきであるとの観点に
立脚し、敗戦の結果やむを得ず支給を
停止されておりました恩給法に基く諸
種の恩給にかわるべき措置をとるべ
く、旧軍人及びその遺族、戦地勤務の

軍風等を対象として、戦傷病者には障
害年金、更生医療費、補装具等の支給
を行い、遺族に対しては遺族年金、遺
族一時金を支給しようとするものであ
ります。これらの問題は、国民の非常
に重大な関心事でございます。本法
案については、当委員会も特に慎重を
期し、委員の諸君は、いよいよこれ
らの審査にあたつて、いたずらに政争
の具に供するようないことを極力排除
し、真摯な態度で審査いたしたのでご
ざいます。この法案の内容につきまし
ては、皆様も御同感のことと存じます
が、決して満足すべきものとは申しさ
れません。しかし私どもは、現在の日本
の立場とその国力を勘案して、その態
度をきめなければなりません。私ども
は、この七年間の長きにわたつて心
をなやましておりました問題が、初
めてその基礎をつくり得る機会を得ま
したことを、ここに喜ばしく感ずるも
のであります。従つて、かかる重要な
法案は、広く国民の輿論を反映せし
め、正しき意見を徴し、でき得る限り
りつばなものをすべく念願いたしまし
て、長い間この問題と取組んで来られ
た皆様方の御意見を十分拜聴し、審査
に万全を期すべきであるとの委員会の
意思により、本日御足労を蒙つた次第
であります。公聴人におかれまして
は、十分忌憚なき御意見をお吐きくだ
さるようお願いいたします。ただ時間
の都合上、公聴の時間は一人十五分程
度といたしますが、公聴の後で、委員
諸君から質疑があると思ひますので、

これに對しても忌憚なくお答え願
いたいと思ひます。

念のため付言申し上げますが、衆議
院規則の定めるところによりまして、
公聴人が発言しようとするときは、委
員長の許可を得なければなりません
し、その発言につきましては、意見を
お尋ねする問題の範囲を越えてはなら
ないものであります。従つて今回は、戦
傷病者戦没者遺族等援護法案につ
いての御意見をお伺いしたいのでござ
いますから、本問題についての陳情の
ようなことは、できる限り避けていた
だきたいのであります。また委員は、
公聴人に質疑をすることができま
す。公聴人は委員に質疑することはで
きません。以上お含みお願ひします。

次に、公聴人諸君が御発言の際は、
便宜上席頭に職業または所属団体名並
びに御氏名を述べていただきたく、発
言の順位はかつてながら委員長にきめ
させていただきます。

まず第一に高木三郎君。

○高木公聴人 私は恩給制度の研究者
という立場におきまして、本法案につ
いての意見を申し上げたいと思ひま
す。と申しますことは、私はかつて恩
給局長でありました立場から、また恩
給金庫の理事長でありました立場から
いたしまして、この援護法案に對する
私の見解を申し上げたいと思ひま
す。

まず第一に申し上げたいと思ひます
ことは、本法案の第一條によりますと
「援護」という文字を使つておるのであ

ります。本法に言ういわゆる障害年金
であるとか、あるいは遺族年金である
とかいうような制度は、将来とも権利
として認められるものであるかどうか
か。権利として認められるものである
といたしましたならば、恩給法特例等
によつて認められております恩給との
関係はどういうことになるであらう
か。この点が、私どもから見まして、
はなはだあいまいであると思ひので
す。元來、軍人並びに遺族の恩給は、
御承知の通りボツダム宣言の受諾に伴
う勅令によつて一応停止されておるの
であります。しかしながら、少くも傷
病軍人の増加恩給につきましては、今
日もなお恩給法上の恩給として認め
られておるものと考えられます。しか
るに、援護法中には、この点について
やや重複的な規定を設けておるよう
に思ひます。ある部分は恩給
法により、他の部分は援護法による、
こういう必要がどこにあるだらうか
というところに、疑いを持たざるを得
ないのであります。元來、軍人並びに遺族
の恩給は、武官であつた公務員が、在
職中の獲得能力喪失に對する損害補
補、こういう性質を有する国家補償で
あると思ひます。この点は恩
給法制定当時の恩給理論に基くもので
ありまして、受給者は一定の條件を完
成いたしますれば、当然に恩給法上の
恩給を受ける権利を有するのであり
ます。従つて、私どもは援護とはまづ
たくその基礎において異なるものであ
ると考えます。軍人及び遺族の恩給に

つきましては、敗戦当時の国際情勢上、やむを得ざる理由をもつて給與を停止せられたのであります。しかし、その当時において非常に重要な社会問題として取上げられたのであります。そして昭和二十年十一月二十四日の最高司令官から日本政府に対する覚書を検討いたしまして、これに対して善後策を講ずるために、臨時社会保険制度調査会なるものが設けられた。その当時の覚書によりまして、傷病軍人については、当然恩給法上の恩給を給付してもいいという明文があるのであります。また旧軍人並びに遺族に対しては、恩給という形式以外の形式をもつて、ある程度に給與を継続してもよろしいというマツカーサー元帥の内諾を得まして、この委員会は昭和二十年の十二月二十八日に、当時の厚生大臣でありました芦田均氏に対して、厚生年金の附則によつてこれを救うという答申案を出した。もしこの当時においてこの案が採用されておりましたならば、今日さらにこの問題を繰返す必要はなかつたと思う。しかるに、私もより申しますれば、関係官庁の官吏の怠慢であつたと思う。そのためにこの実現の機会を失つたということ。は、私も當時はなほ遺憾に思つた。従つて、かような事情からして、停止になりました軍人並びに遺族の恩給につきましては、講和発効後においては、まず第一に考慮せらるべきものであると私は考える。軍人並びに遺族の恩給の復活が、当然行われなければならないといふことは、特に文官については、追放によつて支給を停止せられました文官は、追放の解除によつ

て、解除の時以後において復活いたしておる。この点私どもは、文武官の間の取扱ひのなほだ不公平なることを感ずる。かように、政府は軍人並びに遺族に対して、まず恩給の復活をはかつて、しかる後に、なお足らざる場合において援護を行ふべきであると思ふ。要するに、この法案はこの点において本案顛倒したところの立法であるといわざるを得ない。

便宜主義者から論じましたならば、ある点においての給與があれば、それでよろしい、こう考えるかもしれない。しかしながら、これを受ける側から考えますれば、権利として受ける場合と、援護という恩恵的に受ける場合とにおいては、精神的において著しい差異があると私は考える。かような日本財政状態において、今日十分なる給與がでないというところは、これは当然であると思う。しかしながら、私も政府が旧軍人、ことに傷病軍人、また遺族に対して、いかに取扱うという精神の問題であると思う。その精神の持ち方が、私は問題であると考えております。

次に、公務傷病の範囲についてであります。四條の規定によりまして、恩給法の規定によつてすでに症項の確定したもののについては、これは当然恩給法によるべきであると思う。症項未確定のものにつきましては、本法案によりまして、援護審査会を設けて、この援護審査会においてその傷病の範囲並びに内容等を審査する仕組みなのであります。しかし、元來恩給の症項の査定、これは非常にむずかしい専門的な知識と長い経験を要するものであ

ります。これがために、恩給局には恩給審査会という制度ができておるのかかわらず、ことさらにここに援護審査会というものを設けて、形式的にこれを分離する必要があるかどうかあるのだろうか。またかような制度を二重につくりますことによつて、ある場合においては裁定の間の齟齬ということも想像し得る。また中には、安当なる裁定をなし得るやいなやということについても、疑念なきを得ない。

さらに障害年金の額の問題です。これはすでに公聴会においてお述べになつたことと思うのですけれども、特別項症と申しますのは、廢疾の程度の最も高いものである両眼盲、両肢亡、あるいは常時就床を要し、介護を要するといふような、最も重症の項症のものであります。これに対する障害年金の額がわずかに年額六万六千円、月額にして五千五百円。かようなことで、かような重症の傷病軍人の援護足れりとするのであります。この点について、私もはなはだ不満に思ふ。かような場合に、政府は常に、口を開けば財政上のいづ／＼な理由をもつて十分な給與がでない、こう言うのであります。しかしながら、これもまた私ども精神の問題だと思ふ。極端な例であります。最近行政整理においてやめた公務員を見ますと、少しく長期におたつて勤務いたしました者は、百万円近くの退職手当をもらつております。なおそのほかに、十分なる恩給をもらつておる。かような事実から判断いたしますと、必ずしも財政的理由をもつてこれを片付つけるわけには行かない。かりに、財政的理由から、国家が

窮乏であつて、どうしてもやむを得ないといふことであれば、私はむしろ重点的に、最も救護を要する者に十分なる給與をなすべきであると思ふ。たとえば、症項第六項症と申しますのは、一側の親指または人さし指の全亡であつて、職業の選択その他の方法によりまして、必ずしも獲得の能力なしといふことではないと思ふのでございませう。かような程度の症項の傷病軍人に対しては、わずかに年額二万四千円、月額二千円の小さい給與を給する。私もはなはだ不徹底であると思ふ。むしろほんとうに窮乏で出ることができないといふのであるならば、むしろ重点的に重症者にもつと徹底的なものを給すべきではないか。

遺族年金についても、まったく同様である。この点も昨日の公聴会でお述べになつたやうでございませう。配偶者に対しては年額一萬五千元、その他の遺族に対しては年額五千元。かような小づかひ給與を給することが、はたして援護なのでございませうか。私もは、むしろこの際においても、ほんとうに援護をしなければならぬ遺族に対して、重点的に援護することによつて、十分その目的を達成し得るのじやないかと思ふ。この点についても、まだ私も関係当局のくふうが足りないように思ふのでございませう。

なお、こまかい点でありますけれども、附則の五項、六項等によりまして、増加恩給と障害年金を併給しない、その多きに從つて択一的に給與するという規定を盛つておりますが、これは私も先ほど申しましたように、方面を異にするところの給與を択一的にするといふことは、立法として必ずしも適當でないと思ふ。これは支給の問題にもたまたまに関連する問題でありまして、私も実際に仕事に従事いたしておりました際に、給與の上においては、最も大きな問題でありましたのは、支給事務の改善であります。これは増額というよりも、むしろ非常に大きな問題でございまして、私もしばしば支給事務の改善を唱へたのであります。毎月給與を受けております俸給生活者でせよ、非常に生活に困難を感じております際に、定額収入のないところの恩給受給者が、年に四回、三月目の給與といふようなことは、私も適當でないといふ。こういう点から考えまして、支給事務を改善しなければならぬ。ところが、今度の規定によりまして、支給の点についても、従来の恩給は總理府の恩給局がやる、支給は郵政省でやる、傷病年金その他は厚生省が主管である、かような複雑な組織をもつて、行政簡素化に逆行するやうな方法をとられることの理由が私にはわからない。

これを要するに、いずれの方面から見ても、私は本法案がはなはだ未熟であり、研究不十分な立法であると思ふ。かような法律が国会の承認を得まして公布されるということは、むしろ将来に対して禍根を残すものじやないか。この際むしろ政府は本案を撤回されて、暫定的臨時措置に関する法律案をすみやかに提出され、その根本対策はさらに慎重審議を要するじやないか、かように考えるのであります。

なお付言したいことは、本案のよう未熟な法案が、何ゆえに提出されるに至ったかと申しますと、それは庁官のセクシヨナリズムの結果だと私は考える。現在におきましては、公務員の恩給は人事院が扱う、恩給法特例は総理府の恩給局が扱う、支給事務は郵政省が扱う、援護は厚生省が扱う、かような分散された機関においては、統一された援護は行われたいと思ふ。この点におきまして、政府はすみやかにこれらの機関を統一した一つの統一機関をもつてこの問題を処理せられたい、かように考えます。

なおこの問題に関連いたしまして、占領下の特殊事情によつて廃止せられた恩給金庫にかわるべき、さらに民主的な恩給受給者の金融機関をつくりまして、この方面からも援護並びに福利、厚生の実をあげるの道を開きたい、こういうことを提唱いたしまして、私の公述を終らせていただきます。

○大石委員長 御苦勞様でした。

次は大井秀雄君。

○大井公通人 私、中央大学の学生自治会委員長をやつておる大井秀雄です。

今回提出されました戦傷病者戦没者遺族等援護法案につきまして、学生としてこれに對しまして若干の意見を述べさせていただきますのであります。特に私は学生という立場に立ちますならば、戦時中に勤勞動員生徒として動員された勤勞学徒の犠牲者に対して、特にこの法案に對して意見を述べたいと思ふのであります。この法案に對しましては、生活保護法と

か、恩給法のいろ／＼な問題がありますが、そういうような点につきまして、私も生徒として、それに対しては、十分な知識も持つておりませんし、何も存じ上げません。そういう点で、ぜひとも私が主張したいのは、この勤勞動員生徒に對しまして、この法案がそれに適用をされていらないという点につきまして、私は特に申し上げてみたいと思ふのであります。

大体そういうような立場に立つてみて、私が今日までこの戦没勤勞動員生徒の援護につきまして努力いたして参りました経過を考えてみましても、この問題につきましては、現在の政治を担当しておられます方々が、どれだけの熱意を持つて考えていたにいてるかという点について、私は非常に疑問を持たなければならぬのであります。私たちは、終戦直後におきまして、もはやこの問題について学生間で云々されておつたのであります。が、何分敗戦と占領下という現実の前に、これが十分なる学生の運動として盛り上ることができなかったものであります。しかし、今日国家の独立がようやく目前に迫りまして、これら一切の戦争犠牲者に対して、これら一切の問題となつて参つたのであります。が、この国家の独立にあたりまして、勤勞学徒への援護運動も、われ／＼学徒間の重大なる問題となつて来たのであります。しかも、本年初頭におきましては、この遺家族の問題につきましては、大きく社会問題として盛り上つて参つたのであります。特に今国会の前に、今度の国会には戦争犠牲者に對する援護法案が提出されるという

うことをお聞きいたしました。私は去る二月六日、文部大臣並びに厚生大臣に對しまして、この援護法案の中には、当然勤勞学徒の死亡者、傷病者が包含されるのであります。ということ、を陳情に参つたのであります。そのときに厚生大臣におかれましては、現在予算上、生徒に對する援護は考えられないという一言で追ひ返されました。文部省におきましては、文部当局において、現在生徒に對する援護を考へる場合に、予算を組まなければならぬが、その予算を組むときにおいて、生徒の犠牲者がどれくらいあるか、その数がわからないとおつしやつたのであります。また今日その数字を調べるには相当な費用がかかり、その費用を出してまで調査をして、どれほどの効果があるかどうかということをおつしやつたのであります。こういうようなことを私にお聞きいたしまして、われ／＼生徒として、この切実なる問題について申し上げたのにもかかわらず、一片のお言葉をもつてわれ／＼生徒のこの要望を一蹴するがごときは、まことに現内閣の不人情と不誠意を物語るものであると考へたのであります。しかしながら、私たちは、何とかしてこの問題については考へていただきたいということをお願い申し上げて引下つたのであります。

今日、私たちが、かの戦争中に動員されたときのあの悲惨なる状態を考へてみました場合、私自身も、勤勞動員生徒として化学工場に動員され、三年間それに従事させられたのであります。が、教育の機会から生徒をむしりとり、悲惨なる戦いに随使するだけ随使し

て、死のうが、傷つこうが、倒れようが、あとは知らないというような、鬼畜にもひたしい傲慢なる態度が、今日の日本における教育機関の中核であると思へば、われ／＼生徒は、まことに断腸の思いがいたすのであります。しかも、その調査には費用が高つていて、その割合に効果がどれほどあるかわからないに至つては、まことに何を言はんやであります。これら生徒犠牲者は――私たちは、中学時代からこれに對して動員されたのであります。が、当時中学生から大学生に至るまで、これらの犠牲者の数は、相当な数に上ると思ふのであります。今日明確に判明いたしておりますものでも――

戦争当時勤勞学徒援護事業要綱というものが政府から出されたのであります。が、この援護事業要綱に基きまして生徒援護会が全国各地に設けられましたが、その生徒援護会の組織を通じて判明いたしました数字は、広島、長崎の原爆犠牲者となつた生徒は、死亡者が八千九百五十三名でありまして、障害者は三千九百九十四名、その他原爆以外の各地における犠牲者は死亡者が二千十三名、傷病学徒が九千七百八十九名でありまして、合計死者一万九百六十六名、傷病者九千七百八十九名となつて、約二万余名の数であります。が、この生徒援護会の組織が、全国各県に確立せられないうちに、戦争は終了いたしましたのであります。そのためにこれ以外の地におきまして犠牲となつた生徒の数は、まだ／＼相当な数に上るのではないかと考へております。またこの援護会の対象となつた生徒に對しまして、援護会から傷病手当金とい

たしまして五十円ないし百円の傷病見舞金を與えております。私はこの五十円ないし百円というやうな見舞金の多少について、何も云々しようとは思いません、またそういうことは考へていないのであります。私はこれら生徒に對しまして、あまりにも誠意なき冷淡なる政府並びに世の指導者に対して、青年の教育と生徒に對するあたたかい援護に、何らの積極性を見ることもできないというこの現実の社会の冷たさを訴えたいのであります。あの残酷きわまりない戦争に、国家総動員法第五條の適用をもつて生徒勤勞動員令として勅令第五百十八号のもとに日本の全学徒を教育の機会から強制的にむしりまして、わずかに十四、五歳の何も知らない中学生から、国家の中堅になつたとして真理学問の探究を志しておりましたところの大学生に至るまで、すべてをなれない勤勞と重労働に服せしめまして、日本における一切の教育機関と学園から締め出し、しかもその生徒勤勞動員令の施行が昭和十九年八月二十三日という敗戦一年前、まことに敗戦色濃厚なる時期でありまして、本土空襲のはげしき中にあつてこれらの学徒を容赦なくかり立てたということは、私が今ここで申し上げるまでもなく、委員長初め各委員の方々、戦争中におけるわが子の状態について、よく御存じのことだと思ひます。

かくして、その結果、軍需工場におきまして、また兵舎、陣地の構築中において、原爆の陰に若き命を失ひ、また広島、長崎におきましては未曾有の

殺傷兵器原爆の犠牲になりまして、この長崎におきましては、佐賀県の学生がその死亡者中の三分の一を占めておるのであります。またある者はなれない機械にはさまれ、あるいは鉄棒の下じきとなつて、痛ましき障害を受けて前途の希望をとざされたり、あるいはこれは重労働によりまして、結核患者となり、十分な医療の手当もなく、遂に一名をなくしたという哀れなる学徒が、数多く存在することを考えますとき、特に私は、化学工場の不純なる空気の中におきまして、作業中に結核病のために一名をなくした哀れな同窓生も知っております。またこの東京の郊外の中島航空機工場におきましては、動員学徒が作業中に直撃弾を受けまして、なま／＼しき肉片が天井や床板に飛散したという現実も聞いております。またか弱い女子学生も、同様われ／＼とともに兵器弾薬の製造に従事しつつ、その工場従業員や徴用工の方々から、暴行迫害を受けた事実が少なくないということを、教育者は何と考えたであらうでしょうか。

このような／＼な実例を申し上げれば、きりがありませんが、これら学徒の多くの犠牲に対し、世の指導者は、直剣に考えていただきたいのであります。ただ単に、学問を放棄して、強制的に重労働に服せしめられたという自体においても、養育盛りの青少年の前途に及ぼす影響の重大なることは、申すまでもないのであります。が、中でも、これらの動員中に爆撃と災害によつて一命を失ひ、あるいは傷つき倒れた学徒こそ、実に悲惨なる戦争の犠牲者と申さなければなりません。

ん。そして今これら犠牲となつた多くの学徒が冷たい社会の片すみにも追いやられ、片手、片足を無くした不自由な身となり、あるいは結核に倒れていまだ正常に復し得ないまま、あたたかい援護の手を待ち受けているのであります。また無残にも一命を犠牲にした多くの先輩、同窓たちは、聞けわたつみの声を再現するなど地下から叫んでゐることを考えますとき、この学徒の遺族援護を通じて、みたまをしずめるだけの誠意と努力を私たちはお願い申し上げたいのであります。本法案が、この戦争犠牲者に対する遺族援護という点になつておりますにもかかわらず、この動員学生を包含しないという点に對しては、非常に遺憾にたえないのであります。

今日われ／＼学生運動を通じて、また子をなくした親たちが、真剣にこの切実なる願いを訴えておるとき、今日の政治を担当せられておる人々の中に、この学徒援護問題に対し、どれほどの真剣味を持つておられるかということ、私は先ほど申しましたごとく非常に疑問でならないということ、單に青年のアップレ的存在のみを糾明することはあつても、戦争犠牲者の方々、動員学徒に対し真剣に考えてくださる方々は一体何人おられるのであります。特に私は国会議員の中に、日教組出身の先生方が数多くおられるというのを存じております。一体これら日教組の出身議員で、この問題を真剣に考えてくださる方がどれほどおありでしょうか。自分たちの教え子が、無残にも戦争の犠牲となつて若き命を失ひ、または不自由な身となつて冷たき

社会に投げ出されておるにもかかわらず、自分たちの賃金ベースの引上げと観念的な平和論を振りまわして、何ら具体的な措置に協力して下さらないという点に對し、私は深く嘆かざるを得ないのであります。特に今回提出されておりますこの法案に對し、私は以上のような点に對して、この動員動員学徒の犠牲者を包含せられないといふことは、この法案が非常に不誠意、不備かつ冷淡なる法案と考えざるを得ないのであります。この法案が、單に軍人軍属といふものを適用範囲とする

こと、こういう点を、私は本法案第二條第二項における軍属規定の、旧陸海軍部内における用人、雇員、工員といふものと、われ／＼学徒が従事して参りましたところのこの総動員法によつて動員された学徒における作業において、いかなる点において相違があるかといふことを、私は申し上げたいのであります。特にそういう点に立つて、当然私はこの法案の第二條第二項の中において、この動員学徒の適用をされるのが当然ではないかということ、私は主張したいのであります。

大体そういうような点に立つて、これら学徒に對しまして、私は本委員会に慎重なる御審議をお願い申し上げます。特にこの点に對して私は学徒の代表といたしましてのこの意見を、終らせていただきたいのであります。

○大石委員長 御苦労さまでした。

○森田公述人 私は全国傷痍者代表であり、また富山県の身体障害者協会の会長をしておりますところの森田忠

平でございます。ただいま御審議をされております法案につきまして、私の所見を述べていただきたい、かように考えます。

終戦七周年を経過いたしました日本は、おかげで平和の世となりました現在に進んでおるのであります。が、事、傷痍軍人、遺族のみは、太平洋戦争並びに日華事変の重みを背負つて、死ぬまでその重みと闘つて行かなければならない運命を持つておるのであります。一般の方々には、平和の世とともに、新生日本の輝かしい前途とともにあられるのであります。が、事、傷痍軍人のみは、身に傷痍を受けまして、その受けつた傷痍は、失つた手、失つた足は、決して伸びて参りません、もとにならぬのであります。でありますから、日華事変並びに太平洋戦争の重みが一生懸命にまとうのであります。また私に子供もございます。この小さな子供に、自分の父に手足がないために、世間の子供に卑下されてはいけないと考へまして、お父さんは戦争で手がなくなつたのだと、いつも言つております。ところが、がんぜない子供はどう見るか。お父さん、あなたは戦争に負けたんだと言ふし、近所の子供は、あなたのお父さんは手がなくなつて戦争に負けたんだと言ふ。小さい四つか五つの子供の單純な頭では、それしか考えられぬと思ひます。また四、五人の子供が寄るとさすると、戦争が負けたのは君のお父さんが悪いからだと言ふ。でありますから、お父さん、もし同じ手がなくなつたら、戦争が失われぬで、ほかのところで失つてくれたらよかつたと申すのであります。それを聞く親と

いたしましては、断腸の思ひがするものであります。戦争に負けた、手を失つたがんぜない子供にまでこの思ひをさせなければならぬ。これを思ひますと、親といたしまして、何とも申し述べることのできない心境になるのであります。

また全国の傷痍軍人が、かつて死線を越えて身に傷痍を得たのだから、やるときには徹底的にやるのにかかわらず、終戦後七周年黙つておつたという方もございます。しかしながら全国何十万の傷痍軍人の状況をつぶさにながめますときに、終戦後、生活の根柢はむしり去られました結果、それをだれに訴へることもできず、黙つて自殺した傷痍軍人が数百名ございます。もちろんこれらの傷痍軍人は、皆様の熱意あるお言葉によつて、戦線へそれぞれおもむいたのであります。が、その後終戦を経過いたしました、手を失ひ、足を失ひ、両足を失ひ、身を傷つけたこれらの傷痍軍人は、生活することでもできず、また敗戦の今日、世間の同情にすがることでもできず、黙つて自分の身を自分で処して行つたのであります。これらのことを考えますと、われ／＼傷痍軍人同士といたしまして一抹の涙を禁じ得ないのであります。

しかるところ、今般国会におかれまして、われ／＼の援護法案をおつくりくださいましたことにつきましては、厚く御礼を申し上げます。その内容を拜見いたしましたとき、いさ少し、終戦後七年も黙つていた傷痍軍人に、何とかしてもらえなかつたものであらうかと考

えるのであります。現在生活保護法で救われておる方は、日本全国に相当数ございませう。日本の各家庭の平均人口は五人弱と聞いておりますが、この五人弱の方々に對する生活保護費は八千円ないし九千円というところでありまして、しかしながら、両親も両足もなくして、だるまで何にもでき得ない傷痍軍人に一年六万六千円、特項症から六項症の平均をとりますと、三項症で年間四万二千円でありませう。社会福祉より、国家補償の方が重大であるから心配するのだと申されておるが、現在の金額においては、社会保障の線より、国家補償の線がずっと下まわつておるのでございませう。今月の中旬に、国鉄の傷痍者の同志が東京で大会を開きました。その決議をいたしまして、傷痍軍人はとても苦しんでおるのだし、とても困つておる、見るに忍びない、われ／＼国鉄の傷痍者は、ある程度の給與ももらつてゐる、保護も受けてゐるから、傷痍軍人が何とかしてもらふまで、われ／＼の要求をやめようではないかという、あたたかい同志愛の決議をいたしております。また軍属におきましても、外地軍属は、當時まだ政令が出ぬ先に終戦になりましたので、援護は受けておりませんが、内地軍属においては、相当の給與が受けられます。でありますから、内地の軍属にこの法案を適用されることになれば、今の手当から見ると、二割も三割も四割も低い手当になるから、この手当を受けることは絶対にいやだと申しております。また戦争中、われわれ傷痍軍人は皆れの傷痍記章をちよ

うだいたしておつたのでございませう。しかし終戦後その記章も新しく傷痍軍人には給與されておられませんので、これも本委員会御審議いただきまして、これが支給されますように念願する次第でございませう。また国鉄の無賃乗車証をいただきまして、程度の重い傷痍軍人は、温泉療養その他に使つておつたのでありますが、これも昭和二十二年より廃止されたのでありまして、この件につきましても、一段と御配慮願ひたい。そしてこれを一日でも早く復活してくだされば、傷痍軍人の温泉療養のために使わせていただくというところを、強くお願い申し上げるものであります。口に国家補償と申されますならば、何とぞわれわれ傷痍軍人のために御努力願ひたい。

また傷痍軍人の立場といたしましては、決して遺族問題は輕視できないのであります。かつてわれ／＼の戦友でありました方の遺族を、何とぞ国家補償の中において強く援護されますことを、ひとえにお願い申し上げます。私の公述はこれをもつて終らせていただきます。

○大石委員長 任都栗司君。
○任都栗公述人 私は広島市の任都栗一興と申します。ただいまお招きにあずかりました書面には、司となつておりますが、この司は旧名でございまして、正式に一興と改名をいたしました。私は現在、広島原爆犠牲者遺家族援護連盟の委員長をいたしております。また広島、長崎復興連盟の委員長、及び広島県市引揚促進連盟会長をいたしております。私が今日お招きにあずかりまして、ここで発言の機会を與えられましたことは、まことに感謝にたえませ

今日ここで申し上げたい事柄は、原子爆弾によりまして犠牲を受けました学徒、及び女子挺身隊員、徴用工、義勇隊員、これらに對しまして、今回軍人遺家族援護法が施行せられるにあたりまして、これをその対象者として取上げていただきたいという事柄を、かねてより陳情をいたしております。その事柄を概要を申し上げて、御理解を賜つて、ぜひともこの機会に取上げていただきたいと存するのであります。

原子爆弾によつて受けました被害は、私がここで重ねて申し上げますまでもなく、すでに皆さんはよく御存じの通りであります。この原子爆弾の被害は、御存じいただいております以上に悲惨なものでございませう。この原子爆弾によりまして終戦がもたらされ、日本の各都市が助かり、平和がもたらされたという結果になつておりますけれども、戦時中、学徒にいたしまして、女子勤労動員を受けた隊員にいたしまして、それ／＼の犠牲を受けましたものは、相当な手続をとつて、あるいは靖国神社に合祀をせられ、あるいはその他の処置がとられておりますが、広島の場合には、その犠牲を受けました、即終戦でありますために、その手続をとるの余地がございせんのでした。同時に、被害がきつて熾烈でありましたために、あらゆる機関がことごとく壊滅をいたしました。生き残りました者も、ほとんど身に傷を受けまして、遠く広島市を離れた地帯で療養をいたしておつた者がほとんどであります。

そんな事情で、この実情をただちに訴えて取上げていただくような処置がとれなかつたのであります。それが、今回軍人遺家族援護法がここに取上げられるというときにあたりまして、ぜひともこの機会にこれを取上げていただきたいと陳情に及んだ次第であります。

総合的にこれを申し上げますと、原子爆弾によつて被害を受けた数は、広島市内の地域国民義勇隊が八千二百五十名、広島県郡部の国民義勇隊が一千八百七十七名、学徒動員令によりまして動員をされておつて、犠牲を受けた数が九千五百五十五名、徴用工員及び女子挺身隊員を合せました数が二千二百六十名、合計二万一千二百二十名でございませう。第一回、昨年陳情いたしましたときの数字の推定は、約四万名のごとく見えたのでございませうが、だん／＼これを精査いたしますと、こういうふうな数字になつて参りましたわけでありませう。なお国家よりこれが精密なる調査をせよというので、ただいま調査費をいただきました、調査をいたしておりますけれども、何分全滅をいたしました家族、郡部に疎開をいたしましたこと等によりまして、その調査がきつて困難でありますけれども、これを果とともに協力いたしまして極力取急いでおります。不日これのとりまとめがつくことと存じますが、この数は大体間違いないものと思われませう。国民義勇隊の行動は、まだこれが當時法制化されておりましたために、軍の命令によるやいなやということが問題になつておると存じます。しかしながら、広島の場合において、当時の戦況、当時の実情等より考察して、行われましたその指導の実情が、ここに明確になつておりますから、この機会にこれを明らかにいたしておきたいと思ひます。

戦況がますます緊迫して参りました、八月中旬、中国軍管区参謀長松村少将、広島地区司令官小谷少将、高野広島県知事、中国地方総監府の大塚総監、これらが総監室に参集をいたしました、重大な対処会議を開きまして、この際義勇隊、学徒隊の出動を命ずること、その総監室において決定をいたしましたのであります。この事柄は、現在生きておられます松村参謀長、その他小谷少将等の証言等において明らかであります。

その以前から、地区司令官は、正規軍隊及び警備隊のみでは兵力が不足いたしましたので、義勇隊の動員を強力に軍管区司令官に要請したので、小谷少将の主張は最も強く主張されました、松村参謀長も遂に意を決しまして、大塚総監に義勇隊、学徒隊の出動を要請したのであります。命令系統から言へば、確かに要請でありませうけれども、當時すでに義勇兵役法が閣議決定を見ていたものであります、軍の強力な要請は、即出動命令と見るべきものであらんと存するのであります。大塚総監は高野知事をして、八月三日から毎日義勇隊約三万名、学徒隊一万一千名の動員を下令しまして、なお現場における作業指揮は、地区司令官富士井末吉少将と広島県知事兼広島義勇隊本部長高野源進との申合せによつて、正規軍隊または警備隊の直接指揮を受けるこ

とになったのでありますが、八月六日出動していた学徒隊、義勇隊には、次の種類があつたのであります。

(4) 各郡地域国民義勇隊——これは佐伯郡、安佐郡、安芸郡、豊田郡、賀茂郡、山縣郡、双三郡、高田郡等、広島に近接した郡にまたがつておるのであります。

(5) 広島地域国民義勇隊——これは三十三通合町内会から約三百人ずつを出しております。

(6) 職域国民義勇隊——これは会社工場で編成したものであります。工場では三年以上の勤員学徒及び女子挺身隊員を主体としております。

(7) 学徒隊——これは高等小学校一、二年生、中等学校一、二年生を主体としております。

以上が義勇隊の組織されました要素と、それから出動いたしました状態における実情であります。それから学徒隊は学徒隊司令に基きまして、法的根拠に従つてのお出動いたしておるのであります。この関係につきましても、小委員会におかれましては、あるいは現在の委員会におかれましても、すでに詳細御存じのことであろうと存じますから、私はこの関係は説明を省略いたします。女子挺身隊員及び徴用工についても、同じくそれ／＼法令に基きまして活動し得る要素があつたのであります。これについても私はこの説明を省略いたします。

以上の方たちが緊迫いたしました当時の広島地区管区の軍の実情に基きまして、その命令によつて緊急要務にそれそれ携わつておつたのであります。

その仕事は、急速な家屋疎開、それから弾薬その他の物資への輸送運搬等に從事いたしておつたのであります。それが八月六日の午前八時十五分、原子爆弾の洗礼を受けた後、ほとんど例外なく全滅をいたしましたのであります。この者たちに対して、今回遺家族援護法の適用をせよとも受けたというものが、われ／＼の主張の要点であります。まことに當時を思い起し、現在広島市民の気持等は、これが当然軍人遺家族援護法の対象となることを念願をいたしておりますけれども、現在の国の事情その他財政の都合上、これが万一取上げられないということになりますれば、将来いつかの機会に、これをせよとも取上げていただきたい。特に学徒に対しては、学徒勤労令という法的根拠が明らかになつておることから、これを取上げられない理由は、いづれにもないと思はれるのであります。この点に關しましては、すでに先ほど詳細に公述されましたが、私は重ねて言及を避けませんが、今回の遺家族援護法にこれを取上げられないというところが、どれだけ大きな社会的意義を持つ結果となるかは、すでに皆様御想像の通りでございます。よろしくお願いいたします。

○大石委員長 以上の公述人の方々に對して、御質疑はございませんか。それから、お断りいたしますが、午前中の公聴会は、正十二時に休憩いたしますから、それ以後に御質疑のある方は、午後におまわし願ひたいと存じます。

○刈田委員 議事進行について——あと十五分では質疑は終らないと思ひますので、もし公述人の中で、午前中だけしか御出席願ひない方がございましたら、その方にまず質疑をさせていただきます。そして残りの方は再開時頭、午後の陳述が始まります前に、質疑させていただきますようにお願いいたします。いいのじやないかと思ひます。

○大石委員長 それでは高木さんが午後さしつかえがあるそうですから、まず高木さんに対する御質問を……。

○青柳委員 高木公述人に、簡単に一、二御質問いたしたいと思ひます。非常に貴重な御意見を承りまして、われわれとして参考に相なる点が多々あると思ひます。その中で、最後の結論的な御意見として、本法案を撤回して、暫定的臨時措置をやつたらどうか、こういうお話でありました。その暫定的臨時措置につきまして、少しく具体的な御意見を持つておられますならば、承りたい。

もう一点は、かかる法案を施行するに際しては、重点的にその措置をとるべきである。これまた非常に貴重な御意見と思ひます。傷痍軍人につきましては、六項症程度のものはある程度遠慮しても、特項症、一項症に多分に援護金額を出せ、こういう御意見でありました。その他の遺族に對しましても、同じような意見を持つておられる点につきまして、具体的な御意見があらますれば、少しくお漏らしを願ひたいと存じます。

と考へますので、これをもし両院が認めになりましたら、法律として施行された場合においては、今後の改正の上で、非常に障害があるんじゃないだろうか、こういうことを考へます。従つて、私の申します臨時措置は、財政上やむを得ないということでありますれば、この程度の給與でも、ともかく一応臨時措置として給與をされまして、根本の問題は他日慎重審議する、こういう方法をとられることがよろしいんじゃないか、こう考へておるのであります。

それから、いま一つ重点的に申し上げますことは、お説の通りでありまして、恩給法の特例におきまして、七項症は現在現行切られております。そういうことになりますれば、結局程度の差になります。これも認定上非常に困難な問題であると思ひます。たとえば、一側のひじの部分から先を落した程度で切るとかなんとか、何かそこ一つに境界を設けて——これは職業的にも違ふと思ひます。極端に申しますれば、弁護士であるとか、国会議員というような場合でありますれば、多少の障害があらましても、言語の機能障害がなければ、ある程度以上の獲得能力を持つと思ひます。これの審査をすることは、非常に困難でありますけれども、私といたしましては、やむを得ざる場合においては、やはり重点的に重症者に重きをおくという方法をとるはかないのじやないか。遺族についても同様でありまして、これも極端に考へますれば、敗戦後五箇年間にわたつて、すでに相当な生活をしてる遺家族の方もあらまと思ひます。そういう相当な生活

をしておられる遺家族までも、一般的、普遍的にわずかな小づかい銭を給する、こういう行き方が誤りであつて、ほんとうに活動能力のない、獲得能力のない遺族に對して、十分なる給與をして、徹底的に援護をする、これが私も適當ではないか、こういうふうに考へております。

○刈田委員 ただいまのことに関連してお伺ひしたいのですが、公述人の意見では、大体六項症くらいでも、これを打切つてもいいのじやないかという重点的なお話があつたのですが、聞きましますと現在七項症の中にも、たとえば脊髄を麻痺いたしましたし、しかもこれを取出さないで、両方に松葉づえをつかなければ歩けないというような症状の方も入つておるといふふうなお話を聞きます。もしそういう場合は、こういう不合理な点を、やはり今回十分調整いたしまして、もつと項症を改めることが必要じゃないかというふうな考へるのであります。その点についての御意見いかがでございますか。

○高木公述人 恩給法には、御承知の通り退職後の機能障害の規定がありまして、ある一定の年次までは再審査を要求する権利を保留されております。私も最近の法令をよく存じております。その中で、その年限等を記憶いたしません。もしそういう退職後の機能障害によつて、事後重症になつたというような場合におきましては、これは当然私も改訂するべきだと思ひます。御説の通り、退職当時において軽症であつても、事後において重症に陥つた場合には、やはり政府は相當な国家

補償をなすべきだというふうに考えておられます。

○菊田委員 そういふことは、もちろん私も必要だと思つてございませうが、なおお尋ねしたいのは、従来の特項症、七項症の定め方の中に、従来のその当時には気づかなくて落ちていたような症候が、後になつて出たものがあるうと私は思います。そういうものも、あらためて再審査するということも、御同意だろうかというふうに思いますが、それでよろしうございませうか。

○高木公達人 御意見の通りだと思つてます。

○菊田委員 次に聞きたいのは、これは御陳述の中にはなかつたのですが、私はやはり恩給関係の専門家としての高木さんにお聞きしたいのです。たとえば、今度の戦争に参加した人とか軍医とかいう資格でなく参加したとして、しかもこれがフイリピンとか、あるいはパレンバンとかで軍人と一緒に運送なんかをして協力して来た人が——これは例であります。後になつて軍医の資格を獲得し、また金鵄勳章をもらいました。靖国神社に祭られたりしたような人は、やはり今度の援護の対象になるのが適當のようには思ふのでありますが、前恩給局長の立場としては、どういふふうにお考えになりますか、お伺いしたいと思つてます。

○高木公達人 その問題は、むしろ政府当局のお考えになる問題だと思うのですが、私ども、国家の犠牲者という

立場においては、できる限り国家財政の許す範囲内において平等の取扱ひをされることが、正しいのじやないか、こう考えます。

○堀委員 支給事務の統一をはかれない御意見を拜聴したわけでありませうが、まったく同感でございます。前恩給局長といたしまして、いろいろ御体察もおありになると思つてますが、それはこの総理府、厚生省、郵政省などにわかれておるこの取扱ひ、支給事務をどこで担当すべきか、具体的にどういふふうにお考えになつておるか。具體的な御意見がございましたら、ちよつと聞かせていただきたいと思います。

○高木公達人 私、かつて恩給局長の時代に、恩給の裁定から支給に至るまでの事務を統一する計画を立てたことがあるのです。これはなか／＼むづかしい方法であると思つてますが、たとえばクローボン・システムにする。一定の期間に對してのクローボンをもつて、支払いの簡單に郵便局で支払える、かような方法をとれば、統一された方法で、もつと簡単に支払いができる。同時にまた、現在のように一年四回というようなことでなく、毎月支払いというようなこともできるんじゃないか、具體的な方法まで、実は起案をいたしましたことがあるのですが、実現をいたしませんで、そのままになつております。おそらく現在の恩給局当局も、この点については十分御考慮になつておることと思つてます。具体案については、むしろ政府側の方に御研究を願つた方がよいと思つてます。

○大石委員長 ほかに高木さんに対す

る御質疑はございませんか。——なければ高橋君。

○高橋(等)委員 任都栗さんにお伺いしたいと思つてます。これは全国的な問題と思つてますが、勤労学徒で動員中に犠牲になりました者が、ある場所では靖国神社におまつりをしてあるのではありませんが、広島の場合はいかになつておりますか。

○任都栗公達人 お答えいたします。先ほど簡単に申し上げておいたつもりでございますが、言葉が足りませんので、あらためて御質問にお答えいたします。具體的な例をあげますと、終戦前に山口県の徳山燃料廠が爆撃されたことがございます。この際に勤労学徒で犠牲になりました者たちは、すでに靖国神社へ合祀せられておると確信をいたしております。その他都市及び航空機会社等で、同じく爆撃されました際に犠牲となりました者たちも、手続をとつておられ、そういうふうな処置がとつてあると存じております。広島の場合には、原子爆弾によります被害のために、あとほとんど首脳部はなくなりまして、処置をとることができません。そのまゝになつておつたわけでございます。

○高橋(等)委員 もう一点伺います。勤労学徒等が犠牲になりました場合には、何か弔慰金等が従来出されておつたように承つておりますが、広島の場合も、やはりそういう弔慰金が出ておりますか、どうですか、その点を一点伺つておきたい。

○任都栗公達人 弔慰金としては受取つておりません。広島の場合は、見舞金として、当時一律でありませんが、最高のものが千五百円、それから最低のものが六百円支給されておるようでございます。

○高橋(等)委員 その見舞金は、どこから出ておりますか。

○任都栗公達人 それは当時県の学務課あたりから出ておるようであります。

○高橋(等)委員 国の金ですか。

○任都栗公達人 それはわかりません。

○高橋(等)委員 この見舞金を全部がもらわれておりますか、まだもらわれない人がありますか。そして、もしもらわれない人があれば、大体のパーセンテージはどうなつておりますか。

○任都栗公達人 明確な数字は申し上げられませんが、われ／＼が調査いたしましたところでは、あまりに悲惨な実情でありますから、たとえ一人むすこを失つたという場合に、親が見舞金の数百円などを受取るのは忍びない、受取りに行くこと自体が涙の種であるというので、それを受取るなかつた者が相当多数に及んでおるようでございます。それから、当時出征をして留守中の者、または他に勤務いたしておりまして、子供を広島に置いてた者というふうな者があつて、それがために受取つておられない人間も多いようであります。現在推定をいたしますと、受取つておられない数字が約三〇%ないし四〇%に及んでおると存ぜられます。

○青柳委員 私も任都栗公達人にお尋ねしたい。ただいま陳述の内容にある

義勇隊、これはひとり広島に限らないものかと思つてますが、この義勇隊にひつぱり出された根拠、ひつぱり出した根拠、これは非常に重要な問題であると思つてます。ただいまの陳述の中に、軍管区司令官から命令が出た、こういうお話ですがこの命令はどこに、どういう形式で出て、その内容はどういうものであるか、それについて承りたい。

○任都栗公達人 お答えいたします。中国には中国軍管区司令部がございまして、その下に広島地区司令部がございまして、中国軍管区司令部は、司令官は藤井中将でございます。広島地区司令部の司令官は富士井少将でございます。その上に第二總軍司令部がございまして、その司令官は畑俊六大将でございます。その中に松村という人が参謀長でございます。その總軍司令部において、軍管区司令官、それから広島地区司令官及び当時の県知事等を集合を命じて、そしてそこで協議の結果、緊迫した当時の戦況よりいたしまして、先ほど申し上げましたように、義勇隊を出動せしむべく協議が決定されました。しかしてその決定した協議に基づきまして、当時の県知事に向つてその要請をいたしました。ところが、この要請が先ほど申し上げたように、問題でありまして、要請とは、当時まだ法令に基づく国民義勇隊を動かす法的根拠がありませんので、一応要請としかしつたのでございませうが、しかし当時の会議の模様及び出動の実情等より考えまして、いわゆる命令と何ら異なることのなかつた実情に考えられておるのであります。

○青柳委員 出勤の要請については、文書がありますか。

○任都軍公述人 これは総軍司令部及び県庁、市役所、全部灰塵に帰して、一切の文書はありません。しかし、当時集合いたしました会議に列席いたしました者は生き残っております。証言ができるのであります。その証言に基づきましてこれだけの書類が整備できたのであります。それから命令を受領いたしましたその書類は、軍部に一部残つておつたものがあるのでございます。

○青柳委員 その文書の御提出をお願いしたいと思います。

それと先ほど、義勇軍編制についての閣議決定があつた。その閣議決定はいつであるか、その内容についてお持ちになつておるかどうか。

○任都軍公述人 そのことにつきましては、後ほど書面で提出させていただきます。と思います。

○大石委員 午前中の質疑はこの程度で中止いたしました。午後は一時半まで休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時四十二分開議

○大石委員長 休憩前に引き続き公聴会を再開いたします。

まず午前中陳述していただきました大井秀雄君、森田忠平君に対する質疑を許可いたします。

○青柳委員 森田公述人にお尋ねいたしたいと思つた。森田さんも、けさの陳述、ことに高木公述人の陳述をお聞きになつたと思つた。あの中に、

附則の第六項にある傷病恩給と障害年金の併給禁止の規定はおかしい、本質的に違ふものを相互相殺して画一的な見があらたなものであります。事は傷病軍人に非常に重大な関係があるものであります。これについて、御検討になつたことがあります。あるいは御意見があれば承りたい。

○森田公述人 ただいまお話がありました増加恩給と障害年金の併給の禁止でございます。附則の第六項であると思つておられます。これはおの／＼その特質を持つております。また違ふのでありまして、これは傷病軍人といつたしては、どうあつても併給いたしていただきた、かように存じております。

○青柳委員 もう一点、傷病軍人記章についての陳述があつたのであります。本委員会としても、傷病軍人記章については、遺族記章と同じように、今後ともそれを出していただくという希望を持つておるのであります。現在の傷病軍人記章はその名前も傷病軍人という名前がついており、また意匠も至つて軍国主義的なところがあります。が、これの傷病軍人記章をめぐつて御意見があれば承りたい。

○森田公述人 ただいま傷病軍人記章のお話があつたのでございます。御承知の通り、傷病軍人記章は昭和十三年十月に制定されたものであります。これには意匠は、私どもとしては、かえる必要はないと考えております。が、かえられてもさしつかえございせん。御承知の通り、今の状態から申し上げますと、同じ傷病軍人でも、持つ

ておる者と、持つていない者があるのです。でありますので、どうあつてもこの傷病軍人にその標識たる傷病記章は授與していただきたい。もちろん傷病記章令は現在生きております。ただ単に今交付停止されておるものと考えております。引き続き交付されますように、特にお願いいたしますのでござい

○提委員 学生の大井さんにお尋ねいたします。いさ／＼御意見を承りました。最後に御聞きしておきたいのは、それは具体的に適用範囲の対象になりました場合に、どういふものをお望みになるか、御意見がございましたら承りたい。

○大井公述人 お答えいたします。午前中私が申し上げましたような点に立つて、当然この勤労動員学徒といふものは、その行つた作業の性質とか、そういうものから考えまして、また自分の意思から出たものではないといううな点で、どうしてもこれは軍人軍属と同等の扱いをしていただくのが当然である、私の方ではお願い申し上げます。この法案の中における軍人軍属に適用されることの傷病手当、あるいは遺家族年金といううなものと同額なものをお願い申し上げます。

○提委員 そこでもう一つお尋ねいたしますが、あなたの学徒援護会の方から出ておられますところの統計、死者の合計一万九百六十六人といふものを大衆援護会になつたのであります。これは援護会だけから出た数でござい

る金もないし、めんどろだからする意見がないといううな御答弁を、あなたにしておるようでありまして、大衆援護会だけではない、勤労学徒の犠牲になつた数は、どれぐらいたつたという御見当がおつたになつておりますか。

○大井公述人 その点につきまして、私の方も文部大臣並びに文部次官の方へ陳情を申し上げましたときに、この援護会組織以外の数については、いまだ全然わからないということだつたのです。そのために私の方でそれを調査してはどうかというのかという質問を申し上げましたのですが、この二月の初めに文部省から各大学に通じまして、これらに対する調査を依頼いたしました。その大学に出した調査が

いまだ文部省の方に届いていない、まだ返事が来ていないという御答弁で、それ以外にはつきりした数字を申し上げることはできないとして、絶対に公表してはいただけませんでした。そのためにそのほか、厚生省の方で何とかしておわかなるのじやないかといふことで、まわつたのであります。が、厚生省の方では、そういううな所轄、学徒勤労令というものは文部省の方、文部大臣の名前をもつて出しておるといううな点で、やはり文部省の方がそれを担当するといふうなことで、私の方ではそれ以上はわかりません。

○提委員 さらに二人にちよつとはつきりとお聞きをしておきたいのであります。公述人のほとんどが、この今審議されつつある援護法案というものは非常に不足だ、それで、もしこれをあえて立法するのならば、これは昭和二十七年一年限りのものとして

いただきたいといふところの御意見が非常に多い。今そこにおいでになられる二人から、その点をつきり聞かなかつたが、この点についてはつきりしていただきたい。

○森田公述人 もちろん私らといつたしましては、昭和二十七年の初めに恩給法特例審議会をおつくりになるものであります。その方へは強く要望いたすとともに、これはもちろん昭和二十七年年度限りとしていただきたいと強くお願いいたします。

○大井公述人 二十八年度のことについて、文部大臣のときにも、二十八年度からは学徒の方も考えるといううな予定は、大体自分の方では考えておるという御答弁であつたのですが、ぜひともわれ／＼として、この法案が提出される限り、これはやはり四月の一日から実施されるというように規定されておられますが、こういう点で、ぜひとも一緒にやつていただきたいといふことをお願いいたします。

○提委員 大井さんの気持はよくわかるのですが、私の質問を取違えていらつしやるのです。それは学徒の問題についてはわかつておるのです。但し、この法案全体を御研究になつたと思つたが、全体をごらんになつて、予算面から、またこの法案の内容からいつて、遺族並びに傷病軍人全般におつたつて、とにかくこれが実施されるといふことになつたならば、学徒だけ対象でなしに、今年限りのものと御希望になるか、臨時処置的なものと認めなつて、できるならばさらに前進した、充実したものを、恩給法特例審議会の審議などと相まつて、よりよきも

のを来年以後は望む。この援護法は、
ともかくにもやるならば、今年一年
限りにしてほしいとおしやるのか。
学徒だけを対象にして質問申し上げて
いるのではないのです。この援護法全
般についてです。おわかりになりました
か。

○大井公述人 それにつきましては、
私昨日公述人として出られました早稲
田大学の末高先生と、大体意見を同じ
くいたしておるものであります。そ
のために、たとえば当然この十分でな
い形のもの一年だけというような形
じやなしに、そういうものをやるとす
れば徹底的に、やられるとすればごく
一部の者だけというような形で、しか
もそれが一年間という暫定ということ
でなしに、やはりその点をばつきり規
定していただきたいと思ひます。

○菊田委員 まず森田公述人にお聞き
したいのでありますが、一般の傷痍軍
人の方から、私どもは六項症で打切る
ということの不合理を、たび／＼訴え
られておりますが、この点につ
きまして御意見を承りたいことと、そ
れからも一つは、今きめられており
ます六項症の中におきましても、非常
に不合理がある。つまり、ほんとうは
もつと三項症、四項症の扱いを受けな
ければならない人が六項症になつてお
つたり、どうしても松葉づえをつかな
ければ歩けない人が七項症、八項症に
なつて非常に不合理だという点を訴え
られておりますが、このことを傷痍者
としての御体験や、あるいはいれんどう
を見ておいでになりますか、／＼な実
例から、私どもによくわかるようにお
話願ひたいと思ひます。

○森田公述人 ただいま六項症で打切
りになつてゐるが、それでいいかとい
う問題が一つ、六項症になつておつ
ても、実質的にはもつと程度が上るべ
きはずのものがおるじやないかといふ
お尋ねであります。もちろん私らと
いたしましては、六項症で打切られる
ということとは、不満が十分にあるの
であります。しかし、今日現在におい
ては一応がまんはするけれども、このあ
とに引続き行われまゝところの恩給法
特別審議会においては、十分に審議く
ださいまして、昭和二十八年からは
今度は款症並びに目症までに及ぼして
いただきます。御承知の通り、傷痍軍
人はどこかにけがを持つておりますの
で、傷痍記章をもちつております。しか
しながら、現在六項症というようなの
は、その傷痍軍人の中の一割か二割で
あります。残余の八割ないし八割五分
の者は、現在救われておらないのでご
ざいます。しかしながら、これをきよう
申し上げても、なか／＼むづかしいと
思ひますので、きようは一応とどめま
して、あとの恩給法特別審議会の方に
今度は主力を注いで、皆さんの御同情
を願ひたい、かように考えておるので
あります。御承知のように手に一本の
とげを刺しまして、その手は使えま
せん。でありますから、たとい指が何
本か都合が悪くなりましても、普通で
はちよつとわからないのでございま
すけれども、実際その負傷しておる本
人から申しますと、作業能率が二〇%も
三〇%も落ちるのでございます。現在
就職難でございます、まことに一般
完全な者でも採用してくれませんか。そ
こへ持つて来て二〇%も三〇%も作業

能力の低下した者は、絶対使はずは
ありません。でありますから、款症傷
痍軍人でありましても、まことに困つ
ておるのでございます。しかしなが
ら、押し詰まつた現在におきまして
は、いづれ六項症までをひとつ救済し
ていただく。但し、この来るべき恩給
法特別審議会においては、目症までも
審議していただきたいということをお
願ひいたします。

それとともに、恩給の程度がどうも
ぐあいが悪いと、私どもは重々考へて
おります。これはもちろん先ほど高木
公述人におかれましては、そのときは
救済する方法がある。これは私の知つ
ておる限りでは、四十六條の後段の規
定によつてやられる方法があるのです
が、実際それを出してみましても、四
十六條の後段の規定によつて事後重症
によるところの恩給請求をしてみまし
ても、通つた事例は少いのでありま
す。これも今度のときに一緒に資料を
つけまして出す予定にしております。
もちろんこの援護法におきましても、
その四十六條の後段の規定と一緒のも
のが出ておりますが、実際あとから五
年過ぎ十年過ぎに、今度はこのけがが
重くなつたから交付していただきたい
と言ひましても、実際なか／＼出して
いただけなかつたというのが従来の実
情でございます。この問題につきまし
ても、今資料をまとめまして、恩給法
特別審議会には提出する決意を持つて
おりますから、その節は何とぞ御審議
ありますようにお願いいたします。

○菊田委員 あなたの持つておいでに
なる不合理な点を矯正するといふいろ
いろな資料は、恩給法特別審議会をま
たなくても、提出なさることは、いつ
できますか。それとも、まださういふ
資料はそろつておらないので、待つて
おいでになるわけですか。もし、そろ
つていますれば、あとの機会をまつま
でもなく、やはりあらゆる機会にさう
いうことは御主張になつた方がいとい
ふ処置をおとりになつた方がいと思
ひます。これは前恩給局長のお言葉で
も、やはりさういふものは当然交付し
なければいけないという話もあつたの
です。これは何もさうたくさん手
算措置を要する問題でもないと思ひま
すから、ぜひさういふことは、なるべく
早くお出しただいた方がいといと私
は思ひます。

次に、大井公述人にお聞きしたいの
ですが、動員学徒で負傷された人に対
しまして、当時どのような手当があつ
たか。それは全般に行き渡つていたか
どうかといふことをお願ひしたい。
それから、それによつて負傷され
て、病氣になられて、なおつていな
方が今日までどういう手当をもちつて
おられるか、あるいはもらつておられ
ないか、さういふ点についてお述べを
願ひたい。

○大井公述人 大体さういふ遺家族援
護の観点に立つて、学徒援護事業要綱
に基きまして、学徒援護会の組織を通
じて出された手当金は、広島、長
崎の原爆の死亡と、それ以外の死亡と
に区別いたして出してあります。その
広島、長崎の場合には、大学、高等専
門学校、中学校、国民学校、おの／＼
別々にわけまして、国民学校で三百
円、中学校で五百円、高等専門学校で

六百円、大学で七百円、この手当を出
してあります。それ以外に、原爆地域
の方々に對しては五十円から百円まで
といふことになつております。さうい
う形で手当を出しておられます。それ
はあくまでもそのときの一時金であり
まして、それだけで、あとは全然今日
までの何の援護もなされておりません。
そのために、いまだ結核で正常に復し
ていない方がおられますが、それらの
方々は、特に学生でありまゝから、一
家の生計を立てておるといふ人はほと
んどありません。そのために今日まで
両親あるいは祖父母のもとで、医療の
手当を受けているというような方々が
ほとんどございまして、なくなられ
た方々は、そのお金ばつきり、あ
とは全然もちつておりません。しかも、
これが全部に行き渡らないで、この学
徒援護会の対象となつた方々だけであ
りまして、この援護会の組織が全国に
確立をされないうちに終戦になつた。
だから、この方々の中には援護費をも
らつていない方もたくさんある。われ
われとしては、あくまでもこの援護会
の対象とならない方々を中心にして考
へなければ、そこに非常に不平等が出
て来るのではないかとこのことを考へ
ております。

○菊田委員 病氣の人、それから傷
痍者になられた方も、引続きの手当は
何にももらへなかつたのですか。
○大井公述人 全然ございませ
ん。――なければ陳述を継続いた
します。
○陰山君
○陰山公述人 私は全日本海員組合の

第一類第八号附属の四 厚生委員会公聴会議録第二号 昭和二十七年三月二十六日

組合長陰山壽であります。

講和條約の発効する日が、いよいよ目前に迫っている今日、戦争犠牲者に對して國家が適切な援護をすることの緊要性については、申し上げるまでもないのでありますが、しかし、その実施にあつて、方法をもし誤るならば、その精神が單に滅却されるだけではなくして、そのことを通して、國政に對する國民の不信と不満を増大することによつて、平和國家建設の前途に大きな暗影を投ずることなきや、私は思うのであります。このような意味におきまして、今回の援護法案は、幾多の不備を内蔵しているという意味において、この審議にあたつては、きわめて慎重を期せられるべきであると思ふのであります。従つて、私は先ほど來他の公述人によつて述べられておりますように、十分慎重に扱うという意図において、本年度は一年限りの暫定措置を講ずることによつて、來年度において、さらに完璧なものを制定するということが考慮されるべきであると考えるのであります。

しかし、具体的に本法案に對して私が必要申し上げたい点を述べますならば、もちろんこの種の援護の実施に際しては、國家財政との関連において考慮されるべきであることは、もちろんであります。しかし、現在の法案が予定している金額は、少額に失するといふ点であります。いま一つは、最も重要なその対象範圍の決定に際して、きわめて重大な過誤が存在するといふ点であります。特に私がこの機会において申し上げたいことは、その対象から船員が除外されておるといふこ

とであります。おそらく戦時における船員の実情を知るならば、このような措置が考えられるべきでないと思ふのであります。事實は船員がその対象から除外されているのであります。もしこのような不合理が看過されるならば、ただに國家の名においてなされる援護の精神にもとるのみならず、私は日本の自立の上に、きわめて重要な役割を持つ日本海運の將來に對して、大きな悪影響をもたらすであらうといふことを申し上げたいのであります。

戦時における船員が、言語に絶する危険と困難の中において、作戦業務に従事いたしましたことは、結果として軍人軍属の戦没率をはるかに上まわる四割五分の最高率の犠牲者を出しているのであります。このような船員が対象範圍から除外されておるといふ事實は、物の本末を誤ること、これより大きなものはないと、私は言いたいのであります。私は国会の名譽と責任と議員各位の良識によつて処理される本法案は、このような点に對しての不合理が十分是正されるであらうことを強く要望し、かつ期待しているものであります。一部の人たちにおいては、船員は一時金をもらつてゐる、あるいは船員保險の遺族年金をもらつてゐるから、今度の援護法の対象にする必要はないといふような説をなすものがあるやに仄聞するのであります。なるほど一時金をもらつてゐるの約五万五千の殉戦船員の中に一万七千名あるといふことが、船員保險の調査に載せられております。さらに船員保險の遺族年金を現在支給されておるものは約一万五千名あるのであります。前者の一

時金については、單に船員のみならず、軍人軍属といへども、当時何らかの名義による一時金が支給されておるはずであります。船員保險の遺族年金の点に至つては、これは社會保險被保險者として、長きにわたつてみずから零細な給料の中から保險料を繰出し、ようやくかち得た權利であり資格であつて、しかも現実に船員遺族が年金としてもらつておるものは、年額六千八百円であり、月額にして五百六十六円の少額にすぎない。このような社會保險の年金をもつてゐるといふことを理由として、遺族援護法の対象から除外して可なりという説が、もしあるとしたしますならば、私は問題の性質が根本的に違ふといふ点について、御再考をお願いしたいと思ふのであります。

さらに私は、各位の御參考に資するため、戦時における船員活動の実情について、若干申し上げたいと存するものであります。船員の法律上の身分につきましては、昭和十七年の三月に國家總動員法による戦時海運管理令によりまして、船舶がすべて國家使用になり、これらの船舶に乗り組んでゐる船員及び予備船員は、あつて國家に徴用されたのであります。爾來戦局の進展と悪化に伴つてゐるような措置が講ぜられたのであります。その内容は、漸を追うて、回を重ねるに従つて、船員と國家の身分關係が的確に明確化されて來たといふ点であります。

ここでお説明申し上げておきたいと思ひますのは、皆さんも先刻御了承であらうと思ひますが、戦時にお

ける船舶の區別と申しますが、つきましては、陸軍關係の使用船舶はA船と稱してあります。海軍をB船、船舶運營會使用船舶をC船と稱しておつたのであります。これらの船舶に乗り組んでゐる船員の身分につきましては、A、B船には甲船員と乙船員と、C船には甲船員と乙船員と、この陸海軍のA、B船に對する甲船員と申しますのは、船へたぐさの兵員が乗船したために、急な食料その他の雜務に必要な臨時船員であります。本來から申しますならば、これは普通の船員の範疇に入るべき人々ではないのであります。それらの臨時船員は、直接輸送司令部關係において雇用されたため、給與を軍から支給されておるところの船員であつたのであります。船ととも徴用されたその船に乗り組んでおつた本來の船員は、乙船員として扱われて來たのであります。しかしその従事する業務は、もちろん軍属といひましても、軍政系統の軍属と軍令系統の作戦業務に従事する軍属と區別されるべきであると思ひますが、船員の場合にはA、B、C各船員を通して、すべて軍の作戦行動の任務に従事したのであつて、軍令系統の輸送作戦業務に従事したのであります。ただこれらの本來の、當然職業軍属として扱われるべき船員が、なぜしからば職業軍属として給與が軍から直接支払われなかつたかと申しますと、あのような混亂の時期において、事務の簡素化によつてこれを処理して行く必要上、船主に支払うべき用船料と、その船に乗り組んでゐる船員を軍属として採用し、それに對して支給すべき給與を、合算して軍

が船主に支払ふという意味において、船舶使用料の中に、船員の給與も含まれて支払われておつたのであります。さらに、このほかに二割の御用船手当といふものが、乗り組みの船員に對して軍の経理から直接支払われるといふ措置がとられておつたのであります。が、今回の援護法案において、この本來船員として扱うこと必ずしも安んずらずと考えられる臨時船員、いわゆる陸軍の甲船員のみがその対象として考慮されて、以外の本來の船員のすべてが、その対象から除外されてゐるといふこの一点は、何といたしまして、事情を知る者にとつて、斷じて容認できない一点であるのであります。

私がさらに申し上げたいのは、しばらく、船員はどのような作戦業務に従事しておつたかといふことであります。これは戦争の初期において、あるいは戦争の末期において多少かわつて參つてはありますが、常時船員は航海中対潜、対空監視の任に當ると同時に、敵飛行機あるいは潜水艦の襲撃を受けるならば、直接戦闘に参加して戦つたのであります。さらに前線においてその乗船が撃沈された場合に、生き残つた船員は、近くの島にはい上つて、その軍ととも、身分不明確のままに作戦行動に従事し、戦闘に従事して、多くの戦死者を出しておるのであります。私は戦時において、ひとり船員のみが最大の犠牲を払つたと申し上げるのではないのであります。けれども、その実態において、船員は、A船、B船、C船の乗組たるとを問はず、すべてこれ軍人と同様の作戦任務に従事して來たといふ点、そうした船

員の実情が、先ほど申し上げましたように、四割五分という最高率の戦没者を出す結果になったのであります。

このような実情を考慮して参りますと、さらにA船B船の船員の配乗事務が、どのような形において行われておったかと申しますと、A船B船、陸海軍の使用船舶に対しては、予備船員というものがなかったものであります。

従つて、もし陸海軍の船に船員の下船者ができた場合には、その補充は船舶運営会のC船員の労働給源から供給されておつたのであります。従つて、A船に乗つておつた船員が撃沈されて帰つて参りますと、それは船舶運営会のC船員として、船舶運営会の予備員に編入をされる。その場合に、海軍のB船に欠員ができれば、そのC船員であつて派遣される。このように一つの労働給源からA船B船C船の船員の配乗事務は行われておつたのであつて、一年の間に、短い期間の間に、A船に乗組み、あるいはB船に乗組み、C船に乗組むというふうなことが、多くの船員には繰返されて来ておつたのであります。そういうような点から申しまして、A船B船の乗組を、単に形にとらわれて差別待遇をするというがごときは、私は実情を無視するこれよりはなほだしいものはないと思ふのであります。このように考へて参りますと、私は船員の取扱ひに關しては、当然今度の援護法に、もし軍人、軍属のみを限定して、その対象として考へる場合を考へて見ましても、船員は軍属として扱われるべきものであるといふことを申し上げたいのであります。

しかし、最初に申し上げましたように、私は必ずしもこの法案において、たとえば私どもの主張する船員が軍属として取扱ひを受ける結果になつたといひたしまして、それをもつて国の名においてなされるところの援護法として完全であるといふことは思はないのであります。当面の措置として、暫定措置として、この一年限りのものとして処理される場合に、私は軍人軍属に限定されるところならば、この場合、船員は当然軍属の範疇に入れらるべきものであるといふことを皆さんに申し上げたいのであります。

それから、具体的にいろいろ申し上げたいことはたくさんございまして、ただいま申し上げたことに盡きるのであります。が、現実には、今ここに傍聴に見えております船員の——これは陸軍の乙船員であります。A船の乙船員の無線局長が、この通り、これは昭和十七年の十一月、まだ戦争の初期であります。が、戦争の初期において功五級の高橋勳章並びに勳六等單光旭日章及び五千四百円という金をやる、こういうものをもつております。軍人以外の者に對して、このような、当時の軍の考え方から申しますれば、厚い論功賞を船員の中に行われた者があるといふこの一つの事実を通して、船員が戦時において、いかに軍同様の困難な作業業務に挺身して来たかといふことはわかるのであります。以上申し上げたことはきわめて簡単ではございまして、私は軍人と同様の危険と困難の中に作戦業務に従事した船員に對して、援護法によつて支給されるべき金額の

多寡は別といたしまして、軍人と同様に扱われるべきであるという点について、各位の十分なる御理解をお願い申し上げます。

その他の点につきましては、もし御質問がございましたら、それによつてお答えを申し上げます。

○大石委員長 御苦労さまでした。

この委員会は、本会議出席のため暫時休憩いたします。

午後二時二十五分休憩

午後三時四十一分開議

○大石委員長 休憩前に引続き公聴会を再開いたします。

引続き公聴人の陳述をお聞きいたします。藤田美榮さん。

○藤田公述人 私は日本遺族厚生連盟常務理事並びに青森県遺族連合会理事をいたしております藤田美榮でございます。

いよ／＼講和條約の発効も目前に迫り、七年の長い間はうり出されて顧みられなかつた遺族並びに傷痍者の問題が、政治的にも社会的にも大きく取上げられて参りましたことは、当然のことと申しながら、たいへん喜ばしい次第でございます。しかしながら、待望のこの問題に關する基本方針を示す法案、すなわち戦傷病者、戦没者遺族等援護法案のうち、遺族に關する部分をつぶさに拜見いたしますと、国家補償の精神に立脚して遺族を援護すると申しながら、法案を貫く根本思想は、單なる援護にすぎません。すなわち根本的に不合理であることを、まず指摘せ

ざるを得ないのでございます。遺族は、單なる援護の対象ではございませぬ。ポツダム勅令第六八号によつて押えられておつたけれど、もはや復讐すべき既得権利があるのです。当然主張すべき恩給法に基く扶助料受給の権利があるのです。政府はこの権利をさらに一年間停止を続けようとしておられる由であり、暫定的なそれにかわる援護措置であると稱して、二百萬以上の英鎊とその遺族数百万に報いるには、あまりにも微々たる少額の予算のわくを設け、それを固持して譲らず、その中で数次的な削減をしようとする。い、まことに支離滅裂なこの法案に對しましては、まづたく何をか言わんやでございます。

遺族の窮状は、遺族でなければわかりません。一家の支柱を失い、さびしく苦しい心境、しかも敗戦と同時に、人情も道徳も地に落ち、冷酷さむる社会にあつて、歯を食いしばり石にかじりついて、なきまたまの崇高なる精神を心として、強く正しく生き抜いて来た遺族です。その遺族のただ一筋の力、それは講和発効と同時に復活される私どもの既得権利でした。この権利復活に大きな期待と明るい希望を抱いて来て、耐えがたきを耐え、忍びがたきを忍んで来た遺族にとりまして、このうした貧弱な不合理な法案をもちたとき、遺族は、今日まで何のため、に苦勞を続け、何のためにしんぼうして来たのであつたかと、絶望のどん底に陥れたばかりでございませぬ。やはり死んだ者はばかを見たのだといふことを、再認識させられたのでございませぬ。平和日本建設の礎石となつた犠

牲者に報ゆる国としての道は、これでありのではありませんか。現下のわが国の財政力のもとにおいては、精一ぱいのやむを得ない措置であると言つて片づけられて行くことを、許されるべきでありましようか。とうとう生命を喜んで祖国のためにささげた崇高きわまりなき英霊の犠牲を踏みしめるものである。遺族の誇りを傷つけるものであるといわざるを得ません。遺族は、遂に日本政府にも完全に見捨てられたのでしやうか、まことに悲しむべき、誤れる政治であるといわざるを得ません。

血のにじむような苦しい生活にあえぐ未亡人、父なきつらさを骨身にしみて感じてゐる将来ある遺児たち、若い先短かい老人たちの憤りと悲嘆の苦しみから、何を思い、何を決意するでしやうか。国としての当然の責任を果さずして、独立国のスタートを切ることに、みに汲々とすることは、まことに危険であり、祖国再建のために深く憂えるものでございませぬ。こうした法案は返上すべきであると、多くの遺族たちはいきまいておりますが、私どもの選んだ代表である議員諸公が、これをさらに研究修正いたしましたして、国としての意のあるところを示したいと努力されておられる向きもあり、一方には、一日も早く遺族補償が実施されるように出るほどに待ち焦がれてゐる遺族の方も多いので、いささか意見を開陳させていたでございませぬ。

まず、遺族年金について——年金というからには、算定の根拠がなければなりません。しかし、妻一萬円、子並びに父母五千円の線には、何ら根本的

な基礎がないのです。前には、未亡人に対して月千六百円、長子六百円、次子以下四百円の年金支給を發表いたし、これに対して生活扶助をはるかに下まわる線であり、それさえ不足であると指摘したにもかかわらず、その後がらりと変更いたしました。年額において子供二人の場合は、さらにその三分の二以下に限定して願ひないことは、何としても納得が行きません。この額については、まったく論議外のもので、お話にならないと思います。またその範囲におきまして、本人の死亡当時、その者によつて生計を維持し、またその者と生計をともししていたものに限定する必要はありません。さらに年金の性格からいいますと、父母六十歳以上の年齢制限はすべきではないと思います。

次に、遺族一時金については、その性格がはつきりいたしておりません。英霊に対する弔慰の意味であるのか、それとも六年間待たせておつたその償いであるのか、あるいはその他の理由でこれを交付するのであるのか、その性格が不明瞭でございます。英霊に対する弔慰の意味であるならば、弔慰金とすべきであり、それならば一柱ごとに弔慰を表すべきであつて、配偶者及び直系尊属並びに卑属に限る必要はないのであります。もちろん子、孫に十八歳未満という年齢の制限もすべきではない。兄弟姉妹はもちろん、おじ、おばその他の縁者にも及ぼすべきであることは当然であり、そうした人々にまつられる英霊こそ、まことにお気の毒であり、安らかに眠らせるために、当

然支給しなければならぬのでございます。また、もしこの一時金の支給が六箇年の間何の手も打たなかつたおわびの意味であり、償いの意味であるならば、何も昭和十六年十二月八日以降と定めるべきではないのであります。いづれにしても、その性格をはつきりさせて、それに即応した対策を打ち立てていただきたいのであります。またその償還方法も、十年以内に償還するにだけあつて、その内容が不明瞭であり、聞くところによれば、特に生活に困窮する者に対しては、特例を認めるなどとお話は伺つておりますが、この点も、遺族には重大な関心事でございますから、明瞭にしたいと思つたのでございます。

また年金及び一時金は課税の対象としないと明記してあります。それはもちろんですが、生活扶助の支給は収入とみなさないということも明記していただかねばなりません。また遺族の子弟の育英を充實させるために、いささかの予算をとられたようですが、この育英問題こそ、遺族問題の中でも重要な問題であり、将来の日本を背負つて立つべき一員として、遺児も思想的にも人格的にも健やかに育成されなければならぬのでございます。父が国の犠牲になつたために、子供の向学心を無視し、あたかもまた社会の犠牲者にならなければならぬというふうなことであつてはならないのでございまして、あくまでもこの育英問題を重要視し、法案の中にこれも取入れて、十分な措置をしていただきたいと思つたのでございます。

またボツダム勅令第六八号の延長期間を、はつきり一年間と限定しておりながら、暫定措置であるという年金の期限が述べられておりません。これもはつきり一年間と明記していただくべきであります。またこの法案に關しては、超党派的に相協調して進んでおられるように伺つておりましたが、新聞等によりますと、参議院の野党連合は、さらに修正案を出されるように拜見いたし、遺族は大いに期待いたしておられますけれども、この辺も政府與黨のお話に危惧を感じざるを得ないのでございします。また政府は恩給法特例審議會を設置して、旧軍人とその遺族に対する恩給につき、調査審議を行うと申されておりますが、いつからその審議會が持たれるのか。またせつかく審議會において妥協な線が発表されたとしても、国の財政力の面でもたゞ実施できないなどと言ふを吐くのではないかと。また最近の行政機構改革案と称するものを、新聞などで拜見いたしますと、引揚援護庁が省内の一内局になるように報じております。そうでなくしてさへ手遅れなこの援護問題が、ますます遅延緩慢になるのではないかと、非常に心配が大きいことを率直に申し上げたいのでございます。

また政令で定めるところにより都道府県知事は援護の事務を行うと示されておるのでありますが、この六年の間放置されておつた各遺族世帯の実情は、まことに複雑多岐な状態に置かれておりますので、各市町村末端まで、遺族相談所のような機関をぜひ設置されるようにこの法案に感づいていただきたいのであります。

以上、この法案に対してしまして、是正していただきたい数々を申し上げて、私の公述を終わります。

○大石委員長 藤田さんはお歸りを急がれておりますので、特に藤田さんに限つて御質疑がございましたら、お願いいたします。

○堤委員 遺児の育英の問題につきましては、まったく同感でございますが、未亡人の代表であるあなたは、もう少し遺児の育英に關して具体的な御意見を持つておいでになるのじやないかと思ひます。たとえば義務教育に対しては当然全額国庫負担であるべきだ、高等学校、大学に対してはいかにあるべきかという御意見がございしますから、御希望としてひとつ聞かせていただきたいと思います。

○藤田公述人 堤先生には、いろいろ御心配をさせていただいておりましたが、私も遺族連盟といたしましては、遺児の育英問題を大きく取上げ、再三再四陳情願ひして参りました。その中には義務教育においては全額国庫負担にしたい、高等学校以上の上の生徒に対しては、育英資金を貸し付けていただきたい、さらに今問題になつております軍人会館が払い下げられまして、東京に学ぶ遺児たちの收容施設にしたい、ということも、もう先生方十二分におわかりだと存じます。ひとつよろしく願ひいたします。

○高橋等委員 ただいまのお話の中で、軍属の範囲については何もお触れにならなかつたように承ります。この軍属の範囲についての御意見を、一応

承らせていただきたいと思ひます。

○藤田公述人 軍属の範囲につきましては、この法案に示されておりますはかに、けさほどから問題になつております生徒であるとか、船員であるとか、そういう方々も、ぜひ考慮に入れていただかなければならない、そう思つております。

○松谷委員 御説明の中で、年金の額に根拠がないというお話、これはもう多くの委員が同じような意見を持つてゐるのではないかと思ひますが、それでは一体年金の御希望、最も安当だと思ふことになる額はどの程度だと思ひてございしますようか。

○藤田公述人 遺族連盟といたしまして、昨年以来再三再四陳情、請願をいたして参りました年金の額は、月額一世帯につき四千円の基本年金、さらに十八歳未満の子並びに六十歳以上の親に對しましては、その他不具疾病の者も含んでおりますが、千円の増額年金という線まで運動して参りましたけれども、講和の発効ということを目の前に控へまして、当然私どもに與えられてあつた既得権利が復活するという線になりまして、私どもは暫定措置としてその線を主張して参つたわけでございます。

○松谷委員 なおもう少し詳しくお尋ねしておきたいのは、先ほど相談所の件についてお話がございました。これは私ことにお母さん方にとつてこの相談所の問題が今後相当大きなよりどころとなり、またいろいろ問題の解決に向つて行くところではないかと思つたのでございますが、これについて、何か

もう少し具体的なお考えをお持ちでございまして、伺わせていただきたいと思ひます。

○藤田公述人 この問題は、自由党といたしまして、いろ／＼私どものために、かくあるべきだという法案の原稿をおつくりのように、私たち何つておりますが、その中にも、たしか御心配をいたしておりましたし、私どもも九原則という原則を掲げまして、今日まで皆さんにお願いいたして参りました中に、終戦直後に遺族問題が取上げられるのであれば、こうした心配もありまいし、しかしそれでさえも、家庭的にも扶助料その他を困んでいろ／＼な問題が起つておつたという事は、すでに先生方御承知の通りでございまして、さらに六箇年開放されていた。

○松谷委員 ただいまのお話と同じでございしますが、遺族の問題に関する独立した相談所というふうに了解してよろしいようございましょうか。

○藤田公述人 そのようにお考えいただきたいと思ひます。

○市田委員 遺族の代表として、非常に当然な御要求と伺つておつたわけでありまして、なおはつきり伺つておきたいと思ひますことは、先ほどの御主張の中に、單なる遺族に対する援護の代償ではなくて、当然国としての義務がある。これは、つまり恩給というふうなことを考えてお話になつたのですが、この内容につきまして、ちよつと私お聞きしたいのです。と申しますのは、昨日の恩給関係の方のお話を伺ひましたも、また委員会におきまして恩給局長等のお話を聞きまして、従来の恩給を考へておいでになります方のお考えは、やはり在職年限とか退職当時の給料とかいうものが標準になりまして、一応階級別の支給というところが常識的に考へられておりますが、現在の遺族の方たちの大半は、私はやはり一兵卒の方が多いと思ひます。この会の代表として、あなたのおつしやいます恩給というふうなことは、やはりそういうふうな階級別のある恩給のことを言つておいでになりますか、それともこの点につきまして、もつと十分に考へて、実情に即して、なるべくは平等にそういう恩典にあずかれるというふうなあなたのお考えでございまして、この点をさらに明らかにしておきたいと思ひます。

○藤田公述人 たいへん大きな重要な問題でございまして。私も、いづれ恩給法特別審議会によりまして、この問題は遺族のみではなく、国民全体に十二分に考へていただきたい、文官恩給というものともならみ合せ、その他各方面から検討しなければいけない問題ではございまして、少くとも兵から大將までという階級別そのまゝが復活されるという事は、今日の社会情勢にはそぐわないという事を考へており、兵の場合は、生活ができないくらいに封建的な時代の遺物でございまして、当然引上げられるべきである。その上の段階がどうなるかということ、簡単に申し上げかねると思ひますし、先生方のいろ／＼な御指導をいただきまして、最も妥協な線を研究しなればいけないと考へておるわけでございます。

○堤委員 先ほどの松谷委員の質問に關連して、もう一つ承つておきたいのは、ただいま福祉事務所というものがございまして。遺族の紛争処理相談の機関として、福祉事務所をどういうふうにお考へになりますか。

○藤田公述人 福祉事務所は、大体今のまでの各市役所その他の厚生課というふうなものから離れて独立した形になつておりますが、單なる福祉事務所——單なると言つては失礼ですが、今までの福祉事務所の対象として取扱うべき問題とは違ひ、これは母子福祉、そうした面のみではなく、遺族のあらゆる面を考慮しなければいけないという事で、ぜひ独立させていただきたいという事を考へております。

○大石委員長 他に御質疑もないようでありまして。ありがとうございます。

次に上田一郎君。

○上田公述人 私は三重県四日市の遺族会の副会長をいたしております。職業は司法書士、行政書士、土地家屋調査士という法律制度の運用と、国民生活に直接結びつきのあるものの仲立ち役をさせていただいております。私も遺族の一人でございます。多くの方々からる申し述べていただきましたので、なおその上に言葉を付け加える必要はなさそうにも考へられますが、私は観点を異にいたしまして、最も実行可能な方法において、このたび示されたところの法案を御修正願ひたい。このことを一、二の方面からお願ひを申し上げたいと存ずるものでござい

当然これを補償すべき責任があるからでございまして。しかるに、ただいまの日本国の実情のもとにおきましては、十分な補償を行うことができません。これは国民の一人といたしまして、私どもかね／＼よく存じておるところでございます。そういう苦しい中から、ほんとうの補償のできないのにおつた、援護してやろうなどという先だつて、援護しようなどというお考えのもとに、このことをお考へいただいたというその発点において誤りがあつたと、私は遺憾に思ひます。国はまず補償をしてなす力があるときに、あちらこちらをながめてみて、援護を加えなければならぬ者に特別の援護を與えてやつていただくのが当然である。ことにさいせんからいろ／＼の方々からのお話、また諸先生のお話などの中にもございましたように、これはあくまで本年のただ暫定的なものとして、明年は断然新たなものを考へなければならぬというところへ、およそ考へが一致しつつあるように思われますので、もし暫定的なものであるならば、なおさらにこれに援護などというふうな考へを交進するんだというふうな気持でもつてこの問題を取扱つていただきます。と、次に申し述べたいと思ひます私の氣持が、よく御了承をいただけると存じます。

○藤田公述人 たいへん大きな重要な問題でございまして。私も、いづれ恩給法特別審議会によりまして、この問題は遺族のみではなく、国民全体に十二分に考へていただきたい、文官恩給というものともならみ合せ、その他各方面から検討しなければいけない問題ではございまして、少くとも兵から大將までという階級別そのまゝが復活されるという事は、今日の社会情勢にはそぐわないという事を考へており、兵の場合は、生活ができないくらいに封建的な時代の遺物でございまして、当然引上げられるべきである。その上の段階がどうなるかということ、簡単に申し上げかねると思ひますし、先生方のいろ／＼な御指導をいただきまして、最も妥協な線を研究しなればいけないと考へておるわけでございます。

○藤田公述人 たいへん大きな重要な問題でございまして。私も、いづれ恩給法特別審議会によりまして、この問題は遺族のみではなく、国民全体に十二分に考へていただきたい、文官恩給というものともならみ合せ、その他各方面から検討しなければいけない問題ではございまして、少くとも兵から大將までという階級別そのまゝが復活されるという事は、今日の社会情勢にはそぐわないという事を考へており、兵の場合は、生活ができないくらいに封建的な時代の遺物でございまして、当然引上げられるべきである。その上の段階がどうなるかということ、簡単に申し上げかねると思ひますし、先生方のいろ／＼な御指導をいただきまして、最も妥協な線を研究しなればいけないと考へておるわけでございます。

○大石委員長 他に御質疑もないようでありまして。ありがとうございます。

○上田公述人 私は三重県四日市の遺族会の副会長をいたしております。職業は司法書士、行政書士、土地家屋調査士という法律制度の運用と、国民生活に直接結びつきのあるものの仲立ち役をさせていただいております。私も遺族の一人でございます。多くの方々からる申し述べていただきましたので、なおその上に言葉を付け加える必要はなさそうにも考へられますが、私は観点を異にいたしまして、最も実行可能な方法において、このたび示されたところの法案を御修正願ひたい。このことを一、二の方面からお願ひを申し上げたいと存ずるものでござい

○藤田公述人 たいへん大きな重要な問題でございまして。私も、いづれ恩給法特別審議会によりまして、この問題は遺族のみではなく、国民全体に十二分に考へていただきたい、文官恩給というものともならみ合せ、その他各方面から検討しなければいけない問題ではございまして、少くとも兵から大將までという階級別そのまゝが復活されるという事は、今日の社会情勢にはそぐわないという事を考へており、兵の場合は、生活ができないくらいに封建的な時代の遺物でございまして、当然引上げられるべきである。その上の段階がどうなるかということ、簡単に申し上げかねると思ひますし、先生方のいろ／＼な御指導をいただきまして、最も妥協な線を研究しなればいけないと考へておるわけでございます。

ならば、あの若者たちが国の要求に従つて戦争に従事いたしますときにちようだいいたしましたあの小さな赤い召集令状は、これは親がある人でもない人でも、妻のある人もない人も、子供のたくさんある人も少ししかない人も、貧乏な子も金持の坊ちゃんも、名譽ある人もそうでない人も、何らの差別を施すことなく、きわめて平等にあの紙が一枚ずつ配られて、あの紙によつて国の命に従つて行つたのであります。そして、さらに戦死をいたしましたあの当日のときとは、家庭の事情を考慮させて戦死をいたしました者は一人もございません、みな生きて帰るべしであつたのであります。戦争で十分に働いて、なお戦争が終つた後は生きて帰つて国のために盡そうという、将来有望な青年たちでございまして、それから、だれ一人としてあのときあそこで、おれは死にたくてどうもならぬと言つて死んで行つた人は一人もないはずで、考兵も新兵も、将校も兵卒も、あの日あのとときの現地の実情に従ひまして、きわめて均一に死んで行つたのであります。召集されてから死に至りますまでの道程が、かくのごとくまつたく無差別平等に行われたことに對しまして、これに対する対策が考えられるときには、やれ未亡人に対してはどうか、六十歳以上の親にはどうか、十八歳以下の子供にはどうかなどという、さまざまの差別的な考えが加えられるということが、実に奇怪千万と私は思うのであります。そこで、これにこれが本来の暫定的なものとして取扱われなければならないことである

ならば、なおさら平等に、何らの差別あることなく、一人の兵隊が死んだのであるから、あの一人の兵隊分を補う、そのうちの一部分の仕事をするのだ、このお考えのもとにこれを考えていただきますなら、わずかばかりのお金を出しながら、これでこぼこをこしらえて、一部の人はわずかに喜ぶかわりに、また一部の人は大きな不平不満をはらむがごとき対策は、賢明な策とは考えられないのでございます。私も、かつて数年前から、この遺族年金というものを考えたいだいております諸先生に對しまして、たまたまお見えになりましたが、高橋等先生とは、私兩三回一問一答をお願いいたしました。そのとき、私もよくまでお願いしたいと存じておりましたことは、遺族が年金をちようだいいたしますならば、事件発生のおきから兵隊一人分を、支給される者の資格のある間やつていただきたいと願つたのであります。私がこう申し上げますと、その当時、三重県をやつは非常に欲の深いことを言うといふと、非常に私にはちつとも欲の深いことを申し上げておらぬ、額を論じていないのであります。ところが、私のこの話をお聞取りいただきますと、あらかじめ一年に三万円とか五万円とかいう一つの目安をお持ちになつていらつしやる。そこで私が申し上げる数年間さかのぼつて扱つてくださうという、数年倍していただきますと、これが膨大な数字となりますので、あたかも私の申し分が、欲の深い申し分であるかのごとくに取扱われるのであります。これ

は遺族会の内部においても、そのようなことを言つて私を攻撃した人もございました。けれども、私も断じて常に額を論じてお願ひを申し上げていないのであります。遺族に對しては、こゝういう方法をもつて補償をするという、まず軌道を敷設することによりまして、その上に走らせる汽車のことはあとに考えていただきたい。まずレールを敷いてくださいということを、私も常に論じて來つたのでございます。この示された法案は、多くの方々によつて論ぜられましたが、あたかもレールの完備していない上へいかなる汽車を走らせようかと、そのことばかりが考えられておるのかのごとくに思ひますので、このようなことでは脱線転覆をいたしまして、せつかく盡力をし、汗を流して國民のためと思つて骨を折つていただきたいが、あにはからんや、恐るべき逆効果を生ずまいがございまして、根本的にさかのぼつて、すべてのできごとが均一の、無差別平等のできごとであるから、その遺族に家族の数がたくさんあるうがあるまいが、年が寄つていようが若からうが、そんなことにはとんちやくなく、一人の兵隊の死んだ分を補償してやつていただく、この建前においてお考えをいただきますならば、きわめて簡単でありまして、一番実行可能な方法と私は思ふのであります。

しかしながら、國民の生活はきわめて千差万別でございます。一つ／＼深く考へてこれに適応するがごとき対策を考えようといひますならば、これはまことに困難でございます。國民の全部がお役人にならなければ、これらの処理をすることはできません。あらがたいことに、日本国におきましては、貧乏人を助けてやることのために、すでに生活保護法というものがちやんと設けられておる、お金持衆からは遠慮会釈なく税金をちようだいする諸税法が設けられておるのであります。また兒童福祉法あるいは身体障害者福祉法とか――私もはさういふ法律ができますときに、これはどうも足元の穴を捨てておいて、穴の向うの政策ばつかりをお考えになるなと思つたこととでございましたが、それでもつづいてでございます。そういう社会福祉的な制度がすでに設けられておるのでありますから、貧乏な人にはそれでもつて助けてやつていただき、お金持衆からはそれによつて税金をとつてやつていただく。ただ遺族対策といひましては、一人の兵隊が死んだのであるから、一人分を補償する、きわめて單純率直に行つていただくことができません。まことに仕合せに思ふのであります。

実は六十歳を境とし親のことが論ぜられておりますが、今年あたりまだ六十歳にならないような親の子供が七、八年前に戦死をいたします年齢を考へてみますと、これはおおよそ長男か次男でなければ、そういう者はないのであります。そうしてまだ今年六十にならないような親で、十八歳未満の子供が三人も四人もある人はたくさんあります。幸い私どもには一人もございませぬが、そういうような小さな子供がまだ沢山ありながら、どうやらこゝやらの上の方の者が親の手助けをしてくれるわいと思ふやいなや、とたんに長男、次男を切り倒されてしまつたのは、この若い親は困るのであります。年寄りと思つて、だん／＼ございまして、切りがございせんが、尾崎先生のような九十幾つといううな人もある、六十一歳の人もありますけれども、年の行つた親御さんであればあるほど、それらの人の長男、次男はとつくに成人して、もはや家業の中心をなしておる。その人の子供に、未成年の子供なんというものはございせん、樂居の身分である人も数多くあるはずであります。そのように千差万別の家庭の事情があるのでありますから、一、二單純なところへ持つて返つて、兵隊一人分を補償するといふ建前において、本年はそれによつてお考えをいただく、なお、さらに賢明な方法があるならば、一年間つづき考へていただいて、いろ／＼御相談をちよう方法をお立ていただきますことが願ひしう存する次第でございます。

主権在民と申しまして、もつたないなくもわれ／＼のようなとるに足らざる民までに、主権の一部を担当させていたいております。この主権在民の唯一最高の機関である国会の諸先生方は、ことにこの厚生常任委員会の諸先生方を中心といたしまして、これらの問題に關する限り、超黨派的に大同団結して、一本調子でこのことをおとり

きめいただきまして、どうかひとつこのたび日本国再建の人柱となつて倒れたさらに将来望みのあつたところの若者たちの多くの英霊を慰める心持におきまして、それによつて明日のつばな日本国ができますように御協力を賜りますならば、仕合せこれに過るものはないと思ふのであります。

今年十月から、警察予備隊が防衛隊に切りかえられるというふうなうわさを聞いております。これはよく聞くと、ころによれば、軍備ではないなどというところを、しきりにおしやられておるようでありますが、軍備には人数に制限はないと思ひます。一人でも軍備ならば軍備だと思ふ。が、軍備でなくともけつこうであります。事実は日本人の手に武器を持つて日本国を守るのであります。このことが今や行われようとするときに、最も重大な問題は、この遺族問題の解決方法であります。警察予備隊の隊員諸君は、必ず興味ある眼をもつて、今や行われようとするこの遺族対策の成行を見詰めておることであらうと思ひます。給料をもらわずに、国民の義務として行つた兵隊の跡始末が、ああいうことであつてみれば、日ごろ給料をもらつておられた方の跡始末は、乏しいものになりはせぬかと、えらく心配させるようなことでは、明日の日本の防衛力まことに憂うに値すると思ふのであります。いろいろの観点から釈明に説法を申し上げまして、はなはだ恐縮の至りでありましたが、国の明日を憂うる国民の一人としての言葉とお受取りいた

だくならば仕合せであります。

私は長男、次男二人の若者の命を、国再建の人柱に提供いたしておりました。日本再建事業の大資本家だと存じておりますが、大資本家が、その経営いたします事業の盛衰に關して大きな心配を持つというところは当然でございますので、皆様方とともに大きな御協力をちようだいしたいと思ひまして、御無礼いたした次第であります。よろしくお願い申し上げます。

○大石委員長 原田好吉君。

○原田公述人 私は熊本県の原田好吉であります。現在農業をやつておりますが、地元の後援会長であります。また自由党公認をいたしまして、県段階の農業委員をやつております。しかしまたその訴願の特別委員長でありました関係で、県内三百五箇町村をつぶさにまわつておりますが、土地改革が行われましてから、遺族の生活がどんなふうに変化しておるかというところを私はつぶさに見たのであります。

御承知のごとく、あの法案は、所有者自体がおらなければ、その所有権が認められませんか。しかし、私は県の協議会の副会長でありますし、全国協議会の常任理事でありますし、土地は、何とか特別な措置がとられないかというところを、国家並びに政府及びGHQに御相談申し上げたのであります。が、その努力はむだに帰したのでございす。従つて農村における一家の支柱である主人が奪われ、また一家の主人が手や足を奪われて帰りましたと同様に、土地そのものも奪われております。従つて、生活の状況が非常に変化したしておるのでございます。かような立場に立ちまして、私がこの法案をながめるときに、先ほどからお話がありまして通り、先生方が国民の代表として、すべからず国民が困らないようにという御観点からお組みになつた案だとは承知いたしておりますし、しかし骨格案といひますならば、私はそれでもさしつかえないが、これについて肉づけを少し御考慮いただきたい。言ひますならば、少し大幅な修正と、それに伴う予算の修正をお願い申し上げます。

しからば、どういふ観点からそれをお考へおるかということでございます。パスカルをかりますと、人は考えるあしであるという言葉がございす。この法案を逐條的に申し上げることは、時間を要しますので申し上げます。せんけれども、一時金の五万円の支給が応急措置であることは、国家財政の現状からなめて、やむを得ないと感ずるのであります。先ほどお述べになつた遺族の方々は、十萬円の線を持つておいでになるように聞いております。英霊は、御承知のようにといひ人命でありますから、金銭で比較することは差控へなければなりません。現在の状態からいまして、五萬円の線というのがどこから出て来たかというところを感ずるであります。おそろしく、予算がこれだけしかないから、その人員で割つてみて五萬円くらいだといふ線から出ているのではないかと考へるのであります。現在の公務員が公務のために倒れた場合のものは、相当の額に上つてゐるようでありす。かかるゆゑに、この五萬円をいさ少し増額していただきたいという考えを持つております。

なおここで申し上げたいことは、農地証券が出ましたときに、証券ブローカーが非常に暗躍したのであります。カーが非常に暗躍したのであります。かかるゆゑに、これは記名された証券だといふことを聞いておりますが、この証券にかようなことのないように、何とか法制化していただきたいと思つておるものであります。

それから、新聞で伺いますと、参議院の緑風会の方で、議員総会をなさいます。遺族援護対策について、政府原案のわくを少し広げてくれたようなお話を伺つておるのでございます。私は、国家権力によつて徴用された者、すなわちその内容は、満洲国開拓青年義勇隊、学徒報国隊、警防団員、国民勤労報国隊、これらは明らかに戦時勤務に従事して死亡されたものと考えるのであります。従つて、これらの遺族に對して、その額は問はずに、弔慰金として一時金の公債を支給していただきたいと考へるものであります。なおこの法案は、戦傷病者戦没者遺族等援護法案となつておると思ひます。が、靜かに七年前を回顧してみますと、当時大政翼賛の名のもとに、国をあげての総力戦であり、国民みな戦争に従事してゐたことは、先生方も同様に、御存存はないものと考えます。特に終戦近くになるに従つて、国土は間もなく戰場であつたはずであります。これにも御存存はないと思ふのであります。国民すべてが、好むと好まざるにかかわらず、この戦争に参加せられていたことは、明白な事実であります。従つて国家総力によつての戦争でありますから、私はいさ少しわくを広げて、空襲その他によつて、戦争のために倒れた者は、その場所のいかんを問はず、これは明らかに私は戦死であります。それで国家財政の許す範囲内において、これらの一柱に對する、金額の多寡は私は申し上げませんが、すべてを包含して、同様の取扱ひをすべきものだ、かように考へるのであります。

私は、一例をあげてみまするならば、私のところに大きな戦時型の造船所がございまして、その御主人が、空襲によつて倒れております。現在非常なみじめな生活をやつておりますが、この人の意見を聞いてみると、私たちの主人も、確かにここに強制的にとられて、しかし銃撃のためになくなつておる。また、私の町に県立の高女がございまして、この生徒は川棚の工場に勤員されて、間もなく空襲のために倒れております。かような人を、先ほど申し上げましたように、その金額のいかんを問はず、私はこれらすべてを含んでこの取扱ひをすべきものだ、かように考へるのであります。

す。われ／＼は、八千万同胞がお互いに助け合い助け合つて、同胞の眞の靈をこのとき慰めなければならぬと思ひます。しからば、その靈は、必ずや祖国再建の礎となつて、この日本の建設の上に大きなものになると、かように考えるのでございます。この件については今申し上げた通りでございます。

それから、列車の中あるいは町で、傷痍軍人が――やはりこの方も、国家権力のために生れもつかない不具廃疾の身になられた方でありますが、列車の中で募金をやつておられます現状を見て、国民として非常に考えさせられるものでございます。ゆえに、かように街頭で、あるいは列車中で募金をなさらないければならぬのか、かように考えるのであります。従つて、要は、食えない者の眞の声を、食えない者のほんとうの声を聞いてみる必要性があるのではないかと、かように考えるのでございます。

それから、慰霊祭のことです。それが、この慰霊祭の件を、何とか法文化していただきたい、法制化していただきたい。私も、国家公務のために倒れた方であるからして、これは明らかに国家あるいは行政官庁が主催をいたしまして、盛大なところの招魂祭をすべきものだといふ観点を持つておるものでございます。今までの実態はどうであつたかと言いますと、遺族の方々が主催をして、自分の子供やある

いは夫の靈を慰めておつたのであります。本年になりまして、私の郡あたりは、遺族後援会が主催をいたしまして、この招魂祭を盛大にやろうといふことに話がきまつたのであります。お話を承りますと、平均一箇町村一万円ぐらゐは出そうというお考えのようでありまして、少くとも私は一箇町村十万円ぐらゐの金を出していただきまして、この七年間いかに連合軍の寛害によつてやむを得なかつたとはいひますもの、われ／＼国民は、この際こそみな一緒になつて、この空白時代をつつしんで英靈にわびなくてはならない、かように考えるのであります。

これは別にありますが、御承知の通り、熊本県は靖国神社の団体参拝をいたしたのでありますが、三月の十四日熊本郡米田村の角田すえさんという方が、靖国に参りまして非常に大きな衝撃を受けまして、靖国会館において自殺いたしました。この方の実情を聞いてみますと、決して生活に困つておつた人ではありません。これは精神的に大きな衝撃を受けた方でありまして、遺骨が帰つて来たが、中を開いてみると、自分のいとしい子供の遺骨が入つてなくて、何にも入つていなかった。こういう国家の取扱ひに対する明らかに反抗の死であつたと、私はかように考えるのであります。

要は待望の講和條約締結以來、ここにいよいよ日本再建の輝かしい曙光が見えたことは、われ／＼日本国民としてひとしく喜びにたえないところであります。しかるに、随つて終戦時の過

去と現在をながむるとき、いまだに悲しむべき運命にとざされ、不安と焦慮の明け暮れを送つてゐる人々がありまして、これすなわち戦争によつて生じた遺家族であります。国民として、しみじみ同情せずにはおられないのであります。これらの戦争犠牲者の姿を見るに忍びず、何とかしてこれらの方々を心からお慰めできる援護の手を差延べることは、八千万国民の当然の義務であり、道義的な責任であると痛切に感ぜられます。西ドイツにおいては、戦後国民の協力によつて、至れり盡せりの援護対策が講ぜられておると聞いております。わが国におきましても、十分の対策はできないが、この際何とかして皆を助けてやろうという、われ／＼国民の代表である先生方の晝夜の御辛苦に対して、私は深甚の敬意を表するものであります。

以上をもちまして私の言わんとするところを終らせていただきます。

○大石委員長 御苦勞さんでした。以上の公述の方々に對して御質疑はございませんか。

○堤委員 上田さんにちよつとお尋ねいたします。あなたの御意見で、一律になくなつた人に対して一手を打つてという御意見でございますが、しかし、それをやつても、どうしても社会保障の面から捨てておけないという人たちがあられるはずなんです。それ人に対しては、あなたは生活保護法によつて救えというふうにおつしやいましたか、どうでございましたか。

○上田公達人 御説の通り発言をいたしました。均一にやつていただいで、なお足らざるものにはすでに生活保護法というものができておるのであるから、これを發動してやつていただく、金のある人からは諸税法によつて遠慮なく金を取上げてやつていただく、こういうことで申し上げたのであります。

○堤委員 もう一つお尋ねしておきますが、あなたがお使いになつた「はしように」という言葉は、補償の方の補償ですか。

○上田公達人 そうです。

○松谷委員 ただいまの上田さんの御説の、平等に與えよという内容は、弔慰金というふうに解釈してよろしゅうございませうか。

○上田公達人 弔慰金と申しますか、その名前について、私適當な具体案を持つておりませんが、とにかくにも、國はあの一枚の借用証書によつて、一人の人間の命を借りたのであるから、これを補償しなければならぬといふのが建前でございます。そのようにしていただきたいと思つたのであります。弔慰金と申しますか、それはひとつ専門家のお方々において、適當な名前をお考えいただきたいと存じます。

○堤委員 それから、もう一つお尋ねしたいのは、軍風をどういうふうにお考えになりますか。ちよつとあなたの御意見を伺ひたい。

○上田公達人 それらのことに關しましては、すでに多くの方々から論じ盡され、皆様方からの御質問にも答えら

れておると、私も同感でございます。一言添えさせていただきます。まず、私乏しきやからの分際をもちまして、昨年の春、戦争犠牲者補償法案というものを、柄にもなく考へてみたことがございます。どうもしるうとの悲しさで、上手なものができませんので、これを諸先生の方へ請願の手続をいたすまでに参つておりませんが、そのときに、私が法律の目的として掲げましたものは、國の要求する戦争に従事し、または外国の攻撃を受けたために犠牲を払つた者に対して補償するといふことを書いたものでございまして、私の根本的な考えはそこにございまして、軍人軍属といわず、戦災で死んだ人も、勤労学徒の分も、ことごとくを含めて、少くとも戦争によつて被害を受けた者には、同様に補償をしてやつていただきたい、こう考へております。

○堤委員 大体それはわかりました。そこで先ほど警察予備隊と關連して、遺家族の補償を論じられたのであります。私たちが議會で論じられる遺家族補償の問題が、警察予備隊を安心させるために、また再軍備の前提として、われ／＼がこういうものを論じておるというのを、一般国民の間に、そういう解説をされることは、まづびらめんで、もちろんこれはそうあつてはならないのであります。その点、あなたのおつしやつた話はわかりますけれども、警察予備隊だとか、今後の日本の國際に處する外交政策に伴うところ

の防衛隊の強化、そういうものに関連して論ずるということは、私ははなはだ英霊を買渡すものではないかというふうに考えますが、どうかその点ひとつ……。

○上田公述人 まことにその通りでございます。私も再軍備の前提としてこの遺族問題が論ぜられることを、悲しく思う者の一人であります。しかし、その方面から考えてみても、あまりつまらぬ処置はできないではないかと、反面から心配をいたしておるというところを、御了承願いたいのであります。

○功田委員 私は、陰山公述人に対して質問したいと思ひます。軍に協力いたしまして、重大な輸送の任務を負われて、しかも軍以上に被害の多かつた海員の人たちが、今回のこの援護の対象から漏れてゐることの不合理は、お話を聞けば聞くほど、私どもは痛感するわけなんです。が、今回の法律の建前をいたしまして、政府から給料を支給されなかつた人は入れないという建前があるわけですが、私はこの点をお聞きしたいのです。つまり船舶運管会というものの成立が、これは政府企業ではないにしても、一般の民間企業ではないというふうに見えるのでありますが、こういう点につきまして、もう少し公述人の御意向をはつきりしてくだされば、なおよろしいんじやないかと思ひますので、その点お伺ひいたします。

○陰山公述人 お話のように船舶運管

会は、民間の企業体ではないのでありまして、総動員法に基づく戦時海運管理令によつて設立された特殊法人であります。従つて、この特殊法人を設立した目的は、原則として、たしか百トンであつたと思ひますが、百トン以上の船舶を国家が使用する、そしてその船に乗り組む船員及び予備船員は、国家が徴用をして、その国家の使用する船舶と国家の徴用した船員をもつて、通信大臣の指定する業務を遂行させるための機関として、この特殊法人である船舶運管会というものが設立されたわけでありまして、従つて、この国家によつて徴用され、通信大臣の指定する業務を遂行する船舶運管会の所属船舶の乗組員船員として働いて参りましたので、私は直接政府から給与を支給されてはいないけれども、それに準ずる性格のものであると、かように考えております。

さらに、戦争の中途におきまして昭和十九年の九月に、船員の身分確定に関する件というのが、閣議において決定されているわけでありまして、この内容は、国家の使用船舶に配乗する船員——これは予備員も含みますが、待遇官吏に任命するという目的をもつて、船員待遇職員令というのが公布されてゐるわけでありまして、従つて、爾来船員の身分は、待遇官吏として扱われて来ている。そういう点を、特に私は関心を持つて考えていたが、かように考えます。

○功田委員 今お話になりました船員待遇職員令で該当されておつた方でありまして、死亡の際、今日遺族の対象からのけられておる、こういう実情でありますか、その点もあわせてお聞きしたいと思ひます。

○陰山公述人 御質問のように、のけられております。先ほどの公述の際に申し上げましたように、今度の対象になつておりますのは、陸軍と海軍のA船とB船に、甲船員と乙船員とあるというふうに申し上げましたが、海軍の方の甲船員は、船員保険法の適用を受けて、遺族年金あるいは一時金をもらつたわけでありまして、ところが、陸軍の方の甲船員に限つて、これは先ほど申し上げましたように、ほんとうの臨時の船員でありまして、これは直接戦時中の、いわゆる隣部隊等地方の散髪屋さんとか、あるいは飲食店に働いておつた人などを徴用し、直接そこで給与を支給するという建前をとつておつたわけでありまして、これらの船員だけが、今度の対象になつておるのであります。

○松谷委員 陰山さんに、ただいまの問題に関連してお尋ねしたいのですが、先ほど数をお示しく下さいました五万五千人、これは全員が先ほど御説明くださった乙船員というふうな考へてよろしいのでございませうか。

○陰山公述人 戦没船員の数は、確実な数を申し上げることができないのでありますが、運輸省で調査をいたしました数字と、復員局で調査をいたしま

した数字とに、相当の開きがあるわけでございます。船舶運管会所属船員の死亡者数は、十七、十八、十九、二十年と、この四箇年間に二万八千三百五十九名となつております。それから復員局の調べによる死亡船員数は、陸軍の甲船員が一萬三千名、乙船員が一萬六千五百名、計二萬九千五百名、海軍の甲船員が四千二百名、乙船員が七千三百名、計一萬一千五百名であります。陸軍の甲、乙船員の合計が四万一千名、こういうことになつております。従つて、船舶運管会の所属船員は、二万八千三百五十九名と、この四万一千名を合計いたしますと、六万九千何名になるわけでありまして、このうち船舶運管会の調べと、復員局の調べのうちの乙の船員とは、相当数の重複していると認められるので、実数は大体五万数千と推定される。こういうこととあります。

○功田委員 そういたしますと、この法案に漏れ、なお対象としなければならぬと考へますものが、大体五万数千名と考へてよろしいやうでございますか。

○陰山公述人 その通りであります。

○功田委員 さつき御質問することをお落しておりましたのですが、公述の中に、一萬五千人が死亡に際して一時金をもらつたという御陳述がありました。ですが、この一時金はどこから出ましたかというところが一つと、それからその金額はどのくらいのものであつた

かということが第二、それからなお御陳述の中にありました、功何級金鶏勲章というので、一時金の五千円と、それから何千円を渡すとかいう賞状をもらつておるといふこととありますが、聞くとところによりまして、そういう金は全部おりていないという話も聞きます。ですが、そういう事情もあわせまして御説明願ひたいと思ひます。

○陰山公述人 一時金をもらつてゐる者が約一萬七千名ということになつておりますが、内容的に申し上げますと、A B船、陸軍関係の船舶乗組員は、死亡特別資金というのをもらつております。それからC船、船舶運管会関係の船員は、一時金は、應徴船員一時金支給規則というのに基づいて支給されております。これはその階級あるいは基本給額の額等によつて相違がございまして、大体平均千二百円程度のように承知しております。

○功田委員 そうしますと、最初の死亡特別資金というのは軍から出て、あのものは船舶運管会から出てゐるわけなんです。

○陰山公述人 死亡特別資金というのは、これは私その出どころをよく承知しておりますが、多分船員保険の関係であらうと思ひます。それからC船の應徴船員一時金支給規則というのは、これは運輸省からもらつております。しかし、これは一萬七千名程度もらつてゐるということになつておりますが、実情は、もらうべき資格の者が、たとえば前線においてなくなつた

けれども、死んだという公報がなかなか来ない、一年あるいは二年もたつてからその公報が来て、そしてそれを所属会社に申し出て、所属会社から運輸大臣に申請をするような手続によつてもらわれているので、現在なお、今でもぼつ／＼もらっている人があるように承知しております。従つて一万七千名の全部すでもらつて済んでいるかどうかという点については、必ずしも済んでいない、なお相当数のもらうべき資格の者がもらつていない事実がある。このように考えます。

か、あなたの御意見は。

○原田公述人 いや、そうではございません。大体私の申し上げんとするところは、遺族の方が、みんなあるいはつえとも柱とも頼んでいた夫とかわが子も失つて、生活の元氣を失つていて、という事実を申し上げたつもりであります。

○堤委員 それから、ひとつお聞きしておきたいのは、他の方からは、これは非常に不備で、不満足なものであるから、従つて一年限りのものにして、来年はよりよいものをこしらえろという御意見があるようではありますが、あなたにはその御意見がなかつたので、この点この法案に対して、どのようにお考えでありますか。

ませんか。——ないようでありますから、これにて本日の公聴会を終了いたします。

○原田公述人 実はいろ／＼私たちの聞いておりますところでは、財政面において非常な隘路がある、かようなことに聞いております。それがほんとうであるかどうかは存じませんけれども、そういう財政面だけのことでありますれば、結局この法案でいいのじやないか。将来だん／＼遺族の方々が要求しておられる額というものも、結局もう少し上げていただきたいというようなお話のように聞いております。従つて、結局この案でもさしつかえはない。ただし、先ほど申し上げました通り、財政面において相当大幅の修正と、それから根本精神は、国家補償ということ強くしていただきたい、こういう希望は持つております。

終りにあたりまして、公述人の皆さんにごあいさつ申し上げます。本日は遠路わざわざ御来院くださりまして、いろ／＼有意義な御所見を賜りましたことは、まことに感謝にたえないところであります。私ももういろいろつばな御公述を基礎にいたしまして、慎重審議の上に、りつばな法案をつくり上げたいと思ひます。まことにありがとうございます。

○堤委員 それから、ひとつお聞きしておきたいのは、他の方からは、これは非常に不備で、不満足なものであるから、従つて一年限りのものにして、来年はよりよいものをこしらえろという御意見があるようではありますが、あなたにはその御意見がなかつたので、この点この法案に対して、どのようにお考えでありますか。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時一分散会

○功田委員 第三番目にお聞きしました恩賞についてのお金のことなんです、特功賞とか何とかという感状と一緒にお金もいただけるような感状ももらつておられるけれども、実際は紙きれだけで、お金はもらつていないというやうな個人個人の訴えを私は聞いておるのですが、その実情はいかがでありますか。

○原田公述人 それから、ひとつお聞きしておきたいのは、他の方からは、これは非常に不備で、不満足なものであるから、従つて一年限りのものにして、来年はよりよいものをこしらえろという御意見があるようではありますが、あなたにはその御意見がなかつたので、この点この法案に対して、どのようにお考えでありますか。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時一分散会

○隆山公述人 その通りであります。公債などをもらつて、それをすぐ売つて——もらつた人でも処分をしてないために、そのうちにその公債は無効になつたというやうなこともありまして、実際にその金が金として使用される形において多くの人たちがもらつていない、こういう実情であります。

○堤委員 それから、ひとつお聞きしておきたいのは、他の方からは、これは非常に不備で、不満足なものであるから、従つて一年限りのものにして、来年はよりよいものをこしらえろという御意見があるようではありますが、あなたにはその御意見がなかつたので、この点この法案に対して、どのようにお考えでありますか。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時一分散会

○堤委員 最後に、原田さんについてお聞きしておきたいのですが、あなたの御主張は、遺族並びに傷痍軍人の農地の問題ですが、これはやはりそのうちに一部をうたえとおつしやるのですか。

○大石委員長 ほかに御質疑はございませんか。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時一分散会